

昭和 59 年度

林業の動向に関する年次報告

第 1 部 林業の動向

はじめに

I 国産材時代への挑戦

1 国産材時代の胎動

(1) 急増する我が国の森林資源

(2) 海外の森林資源の動向

2 国産材の生産，流通，加工の現状と問題点

(1) 戦後の木材需給の変遷

(2) 国産材生産の動向と問題点

(3) 木材流通，加工の動向と問題点

3 国産材時代に向けた新しい動き

(1) 木材の需要拡大

(2) 国産材の生産から流通，加工に至る一体的な供給体制の整備

(3) 効率的な林業経営の推進と林業経営基盤の強化

4 国産材の復権とその課題

(1) 木材の需要拡大

(2) 国産材の流通, 加工体制の整備

(3) 効率的な林業経営の推進と森林の適正管理及び山村の振興

II 森林と国民生活

1 世界の森林

(1) 世界の森林資源とその利用

(2) 減少する開発途上地域の森林資源

(3) 我が国の海外林業協力

2 我が国の森林

(1) 森林資源の整備

(2) 公益的機能の発揮

3 森林の保全と緑資源の確保

(1) 森林の保全

(2) 緑化の推進等緑資源の確保

III 木材需給と木材産業

1 木材需給の動向

(1) 木材の需要

(2) 木材の供給

(3) 木材の輸入

2 木材価格の動向

3 木材産業の動向

(1) 木材の流通

(2) 木材の加工

IV 林業経営と山村

1 林業生産活動の動向

(1) 丸太生産

(2) 造 林

(3) 間 伐

(4) 特用林産

(5) 苗木, 緑化木生産

2 経営体の動向

(1) 林家等

(2) 森林組合

(3) 地方公共団体等

3 林業労働の動向

4 林道整備, 林業技術等経営条件の動向

(1) 林道の整備

(2) 林業技術

(3) 林業金融

5 山村の動向

6 国有林野の管理経営の動向

むすび

はじめに

今日、我が国の森林資源は、戦後嘗々と行われた造林活動によって造成された約 1 千万 ha に及ぶ人工林を中心として次第に成熟してきており、最近では、毎年約 6 千万 m³ もの実質的な蓄積の増加がみられる。この蓄積の増加は、35 年生以下の成育途上の人工林を中心としているため、これを直ちに利用することはできないが、平均的な木造住宅(約 100m²)を約 2 百万戸建築する木材量に相当しており、この人工林を適切に維持、管理していけば、近い将来、国産材が木材供給の主要な部分を賄うことが資源的には可能になるなど 21 世紀の我が国経済社会にとって、かけがえのない財産となることが期待されている。

一方、我が国の木材需要についてみると、土地代を含めた住宅価格と国民の住宅取得能力の乖離等から住宅建築戸数の減退がみられていることに加え、住宅建築全体に占める木造住宅の割合も低下していることなどもあって、56 年以降、木材需要量はピーク時(48 年)の 4 分の 3 の水準で推移している。また、木材供給についてみると、国内の森林資源が徐々に供給力を増しつつある一方、外材も、産地国が我が国を有力な市場として輸出に力を入れているため、依然として木材供給量に大きなウェイトを占めている。このようなことから、近年の木材需給は緩和基調で推移している。

また、林業、木材産業の業況及び林業生産活動が主として行われている山村の状況をみると、前述したような需給構造の下にあって、林業、木材産業の業況の著しい不振と林業生産活動の停滞等がみられており、これが山村地域社会の活力にも影響を及ぼしている。このよ

うな状況が続けば、国内の森林資源が伐期に達したとき、この円滑な供給に支障をきたし、資源の有効利用といった面で問題を生ずるとともに、森林の公益的機能の高度発揮といった面からも憂慮され、これまでの森林の造成に費した努力が水泡に帰してしまうことにもなりかねない。

そこで、本年度の林業の動向に関する年次報告では、このような問題意識から、次の4章をもって構成する。

第1章「国産材時代への挑戦」では、成熟した森林資源を基盤として、国産材が木材供給の主要な部分を占め、木材価格形成力をもつこととなる国産材時代を現実のものにするため、全国各地で積極的に取り組まれている事例を紹介しながら、国産材時代に向けて解決すべき課題について述べる。

第2章「森林と国民生活」では、内外の森林資源の状況とその確保の重要性及び国民のニーズにこたえ、森林がもつ林産物の供給機能や国土の保全、水資源のかん養などの公益的機能を高度に発揮するための対応策について述べる。

第3章「木材需給と木材産業」では、木材の需給動向について分析するとともに、構造的な不況下にある木材産業界の状況とその対応策について述べる。

第4章「林業経営と山村」では、林業生産活動の動向、林家など林業経営体の経営状況と林業が主として営まれている山村の状況等について分析し、これらの活性化対策について述べる。

I 国産材時代への挑戦

戦後の積極的な造林活動により、森林面積の4割を占める約1千万haに及ぶ人工林が造成され、森林造成の基盤はおおむね確立されたが、この人工林の大部分は、保育、間伐を必要とする35年生以下の森林である。これら成育途上にある森林に対して、保育、間伐等の適正な管理を行い、21世紀の我が国経済社会にふさわしい、機能の高い森林に守り育てていくことが重要となっている。

今後、これとともに、木材の需要拡大を図り、国産材の生産から流通、加工、販売に至る体制の整備等を図っていくならば、近い将来、国内の木材需要の主たる部分を国産材で賄い、価格形成や流通過程においても外材に対して主導的地位に立ち、林業及び木材産業の健全な発展が図られる「国産材時代」の実現が期待される。

しかしながら、現在の我が国の林業及び木材産業を取り巻く状況は、国内の木材需要の減退に伴う価格の低迷、林業経営費の増加等から林業生産活動が停滞するとともに木材産業が深刻な不況にあるなど極めて厳しく、このような状態が続くならば、国産材時代の実現がおぼつかなくなるばかりでなく、森林の適正な管理が行われなくなり、国土の保全や水資源のかん養など森林の有する公益的機能の高度発揮にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。

このような状況下にあつて、国産材時代を現実のものとするためには、その到来を“座して待つ”のではなく、成育途上にある森林を質的に充実させるとともに、木材供給のあらゆる段階における安定的な供給、信頼性の高い製品づくり、流通の円滑化等を通じ、外材や代替材との競争に耐えうる体制を整備しつつ、自らの需要を積極的に拡大していく必要がある。

以上のような観点から、我が国の森林資源と林業、木材産業を巡る問題点を明らかにし、国産材時代を迎えるための当面の課題と対応方向について以下に述べる。

1 国産材時代の胎動

(1) 急増する我が国の森林資源

我が国の森林資源をみると、56年3月末現在、面積は2千5百万ha、蓄積は25億m³となっている。これを20年前の状況と比較すると、森林面積全体には変化がないものの、戦後の積極的な拡大造林によって人工林面積が約2百万ha増加して約1千万haとなり、成長が盛んな林齢の森林が多くなったことから蓄積が急速に増加しはじめ、人工林、天然林を合わせた全体の森林蓄積も約4億m³増加している（図I-1）。

また、森林資源の今後の見通しをみると、森林面積に大きな変化はないものの、51年に22億m³であった森林蓄積は、71年に29億m³、81年に32億m³と次第に増加し、また、同じく51年に4千5百万m³であった立木伐採量が58年には4千万m³と落ち込んでいるものの、今後、71年に7千万m³、81年に9千万m³と急速に増加することが見込まれている。

我が国の人工林の約9割は35年生以下の成育途上の森林であり、現段階では蓄積の増加が直ちに供給量の増加となるには至らないが、近い将来、次第に伐採時期を迎えることから、ここ当分の間は、これらの森林に対して保育、間伐等の適正な管理を推進し、内容の充実し

た森林を造成するとともに、計画的な伐採に努め、国産材時代の到来に備えていくことが重要となっている。

一方、我が国の木材需要量をみると、経済の基調が高度成長から安定成長へと転換しており、従来のような大幅な伸びは期待できないものの、国民の木造住宅に対する選好意識が根強いことなどから木材に対する潜在需要は極めて大きいと思われる。今後、木材のもつ優れた特質を普及、啓発することなどにより木造住宅の需要の回復や住宅の内装等への木材の需要拡大に積極的に取り組んでいくことが重要となっている。

(2) 海外の森林資源の動向

世界の森林は、陸地の5分の1を占めているが、20年後には、北米、ソ連、ヨーロッパなどの先進地域の森林面積はほぼ現状と変わらないものの、開発途上国の森林の著しい減少から陸地の6分の1にまで減少し、1人当たりの森林蓄積も約半分になるものと予測されており、土壌浸食等による災害の多発や森林の砂漠化等から開発途上国の住民の生活を不安定にするとともに、地球的規模での環境への悪影響が懸念されている（参考付表I-1）。

海外の森林資源の動向は、我が国の木材需給に将来とも大きな影響を及ぼすことから、その動向を南洋材、米材、ソ連材の産地別にみることにする。

(減少する南洋材)

我が国が輸入する丸太の約5割は南洋材が占めており、その大部分を、アジア・大洋州の開発途上国に依存している。これらの開発途上国の森林資源は、食糧確保のための無秩序な焼畑移動耕作、薪炭需要の増加による薪炭材の伐採等から急激な減少が予想されている。南洋材の産地国では、このような資源の減少に対処するとともに、木材産業の育成や雇用機会の拡大等を図るため、丸太輸出を規制し、付加価値の高い製材品、合板等の製品輸出を増大する動きが強くなっている。

また、我が国の主要な輸入材である優良なラワン材資源が減少していることから、今後、産地国との対話の推進、海外林業協力などの国際協調を進めながら輸入相手国の多角化や未利用樹種の利用開発等に努めていくことが重要である。

(豊富な米材)

米材は、我が国が輸入する丸太の約3割、製材品の約7～8割を占めており、その利用分

野が国産材と競合することから、国産材の需給関係に最も大きな影響を与えている。米材は米国材とカナダ材に大別され、このうち、丸太は大部分が米国からの輸入で、製材品はカナダからの輸入の割合が高い。

米国の経済林の森林資源をみると、面積、蓄積とも我が国の約8倍と豊富であり、成長量が約6億 m³ であるのに対し、伐採量は約4億 m³ と成長量を下回っているため、蓄積は年々増加している。

米国から我が国へ輸出される木材の大半は、太平洋岸地域からのものである。この地域には過熟な天然林が多いため、伐採量が成長量を上回っているが、伐採跡地には積極的な造林が行われていることから、資源の著しい減少はないものとみられている。

また、近年、米国の木材産業は不況に見舞われており、木材生産は過剰気味に推移していることから、今後、太平洋岸地域では我が国に対する木材の輸出に一層力を入れることが予想される。

一方、我が国が輸入するカナダ材は、大部分が太平洋岸のブリティッシュ・コロンビア州からのものである。この地域の伐採量は、伐採許容量の約6割にとどまっており、カナダの林業・木材産業関係者は、林産物の輸出増大に努力している。

このような状況から、米材は、短期的には変動があっても、長期的には現在程度の木材供給力が維持されていくものと見込まれている。

(資源的に豊かなソ連材)

ソ連は、極東及びシベリアを中心に針葉樹を主体とした広大な森林を有する世界最大の森林国であり、ソ連材が、我が国の輸入する丸太の約2割を占めている。また、極東地域の森林資源は、地理的条件等から、我が国をその中心的な市場としており、木材の輸出額がソ連の対日輸出額の中でも最も多くなっている。

ソ連材については、近年、伐採地点が奥地化していること、自然条件の厳しい極東及びシベリアにおいては、供給能力の向上が容易でないことなどの制約がみられるが、その森林資源の賦存状況等から、潜在的な供給力は大きいと見込まれる。

(概括)

以上のように、我が国が木材を輸入している主な国の森林資源を地域ごとにみると、開発途上国では森林資源の減少が予測される一方、北米やソ連等の先進国では森林資源がほぼ現状程度に維持されることが見込まれている。これらを総合的にみれば、量的には、我が国に対する木材供給力に急激な変化はないものと考えられる。

このような状況から、国産材と外材は、今後、厳しい競争を強いられると見込まれ、国産材時代を現実のものとするためには、森林資源の質的充実、計画的かつ効率的な林業生産活動の推進及び国産材の供給体制の充実強化を図り、外材に対する国産材の競争力を強化していくことが重要となっている。

2 国産材の生産、流通、加工の現状と問題点

(1) 戦後の木材需給の変遷

(国産材主体の時期の木材需給：終戦～30年代前半)

木材は、戦後復興資材あるいは日常生活を支える熱エネルギー源として、我が国の復興に重要な役割を果たしてきた。この時期の木材供給の大部分は国産材が担っており、朝鮮戦争を契機に拡大した経済の発展に伴った木材需要の急速な増加の下で、木材需給はひっ迫基調で推移した。

当時の国産材の供給をみると、資源的な制約等から私・公有林の伐採が伸び悩む中で、このような木材増産の要請にこたえ、国有林材の供給が著しく増加した。丸太生産量に占める国有林材の割合は、20年代後半には20%前後であったものが30年代後半には30%を上回るまでになり、この結果、国有林では、高蓄積の森林が減少することとなった。

一方、木材需要構造をみると、木材需要が増大する過程において、30年代半ばになると薪炭材需要が急激に減少したのに対して、製材、パルプ材等の用材需要が増大するという顕著な変化がみられた。また、この時期、広葉樹材のパルプ化技術が開発されたこともあって、かつての広葉樹薪炭林の伐採が急速に進んだ。林業が主として営まれる山村では、豊富な労働力が存在したことや、木材価格が上昇傾向にあったことに加え、積極的な造林施策が推進されたことなどから、その伐採跡地の人工林化が進められ、現在の約1千万haに及ぶ人工林の基礎が築かれた。

この時期に輸入される外材は南洋材が多く、主として合板用原木に向けられ、合板の輸出による外貨獲得に大きな役割を果たした。米材については、32年の米材丸太及び米材製材

品の輸入自由化を契機に輸入が増加する傾向にあった。しかしながらこの時期において、外材は国産材を補完するにとどまっていた。

(高度経済成長下の木材需給：30年代後半～石油危機)

30年代半ばには「国民所得倍増計画」が打ち出されるなど、経済の高度成長政策が本格化し、住宅投資等が活発となり、製材や合板の需要が著しく増大したが、当時の我が国の森林資源は増大する木材需要に十分対応できる状況にはなく、35年後半から36年にかけて木材価格の急激な上昇がみられた。このため、政府は36年に国有林材の増産、民有林の伐採促進指導及び外材輸入の拡大を内容とする木材価格安定緊急対策を実施した。外材輸入は、このころまでに輸入拡大のための制度的条件がほぼ整備されており、これを契機として本格化することとなった(参考付表I-2)。

このような状況の下で、木材の輸入は増加し、35年には我が国の木材(用材)供給量の13%を占めるに過ぎなかった外材が、44年には過半を占めるまでになり、以後、我が国の木材供給の主体を占めるに至った。

この時期における木材の総需要量をみると、30年代後半は7千万m³台で推移したものが、40年代に入って急激に増大し、48年には過去最高の1億2千1百万m³に達した。この中で、我が国の丸太生産量は、42年の5千2百万m³をピークに、以後、減少傾向で推移し、40年代末には4千万m³を割るまでになった。

また、造林面積も、ピークであった36年の42万haから48年には27万haと約6割の水準にまで減少した。

木材価格は、外材の輸入が増加したことから、37年には約10年間にわたる独歩高に終止符を打ち、その後、40年代に入って上昇がみられたものの、おおむね一般卸売物価の動向と軌を一にすることとなった。折からの高度経済成長に伴い、若年層を中心に人口が農山村から都市へ急激に流出し、林業労働力の減少と高齢化がみられはじめた。

(外材主体の時期の木材需給：石油危機～現在)

48年、53年の二度にわたる石油危機を経て、我が国の経済は高度成長から安定成長へと移行し、過去30年にわたって増加し続けた木材の需要も48年をピークに頭打ちになり、木材需給は戦後初めて本格的な緩和基調の時代を迎えた。それでも木材需要は、55年まで1億m³前後にあったが、56年には9千5百万m³となり、ピーク時の4分の3の水準に

まで落ち込んだ。

このような中であって、国産材（用材）の供給をみると、高度経済成長期には4～5千万m³に達していたものが、58年には3千万m³をわずかに上回る程度にまで低下しており、外材（用材）輸入量も需要の不振、市況の低迷等から48年には7千5百万m³であったものが、58年には5千9百万m³と減少し、58年の木材自給率は35%と依然として低い水準にとどまっている。

一方、木材の主要輸出国においては、自国の木材産業保護の観点から、丸太輸出を規制し、製品輸出を増加させようとする傾向にあり、我が国の木材産業に大きな影響を及ぼしている。

また、我が国の外材輸入量の約半分を占める南洋材の動向をみると、輸入先の主体がフィリピンからインドネシアへ移行し、さらに、最近ではインドネシアの丸太輸出規制政策の影響から、マレーシア（サバ州、サラワク州）の占める割合が高くなっている。

木材価格は、53年秋から55年春まで、外材産地価格の上昇、為替相場の円安等によって一時的に高騰したものの、その後下落し、現在に至るまで長期にわたり低迷している。

このように安定経済成長の下で、木材需給はこれまでと様変わりした新しい局面を迎えており、この状況の変化を踏まえながら、国産材時代に向けて、国産材供給体制の強化を図っていくことが必要となっている。

(2) 国産材生産の動向と問題点

(停滞する林業生産活動)

木材の需要と価格の低迷や林業経営費の増加等から、林業経営者の経営意欲に減退がみられ、また、林業が主として営まれる山村地域社会が停滞していることなどもあって、丸太生産をはじめとする林業生産活動は著しく停滞している。最近3か年の丸太生産量は、最盛期（42年）の6割の水準にまで落ち込み、全国森林計画（計画期間53～67年度）で定める年平均伐採計画量の約6割にとどまっている。

林業経営に対する林家の意向を林野庁「森林施業等意向調査」（54年度）によってみると、森林から「毎年何らかの伐採収入」あるいは「定期的な伐採収入」を期待して林業経営を行う考えの林家の割合は、全体の15%に過ぎないのに対して、「山に資産を備蓄する」考えの

林家が 56%を占め、計画的な林業経営を営むというよりも、むしろ財産保持的性格の強い林家が多いことがわかる。これに加え、林業経営を取り巻く情勢が厳しいことから、林家等は森林の伐採を控える傾向にある。

近年の丸太生産を巡るこのような傾向は、国産材の供給体制を弱体化させ、国産材市場の狭あい化につながる要因ともなっており、これがまた、林業生産活動の停滞の要因になるといふ悪循環をもたらし、林業や木材産業の業況を深刻化させている。

このような事態が今後とも続くならば、林業生産活動はますます停滞し、国産材時代の到来が期待できないばかりでなく、山村における就労機会の減少等から、山村地域社会を一段と衰退させ、森林の有する国土の保全、水資源のかん養など公益的機能の高度発揮にも影響を及ぼし、均衡ある国土の発展に支障の生ずることが懸念されている。

このように、丸太生産が停滞している中であって、林道等の整備が、森林所有者の伐採活動の促進に重要な役割を果たしている。林野庁「国産材供給システム計量モデル開発調査」(58年度)によれば、岐阜県のヒノキ人工林では、昭和 50 年を境として、それ以降、林道等が整備された地力の良いところでは、生産コストが節減できることなどから、伐採面積が増加する一方、地力の悪いところでは伐採面積が減少しており、年々伐採に及ぼす地力条件の影響が大きくなる傾向にある(図 I-2)。

(林業労働者の高齢化と素材生産の担い手の弱体化)

林業生産活動が主として行われている山村は、就労機会が少ないことや生活環境の整備が立ち遅れていることなどから、近年やや鈍化傾向にあるものの、依然として若年層を中心に人口が減少するとともに高齢化が進んでおり、林業労働者においても 55 歳以上の者が全体に占める割合が、46 年の 21%から 57 年には 31%となっている。

また、専業労働者を抱えた素材生産業者等の林業事業者は、近年の林業生産活動の停滞等から、安定的な事業の継続が困難となり、その経営は弱体化している。

すなわち、素材生産業者は、森林所有者に伐採を働きかけたり、丸太を市売市場、製材工場等の流通、加工部門に乘せる役割を担っているが、外材主体の木材供給体制の下で林家等の森林の伐採が停滞し、その作業も小規模分散的であることなどから、厳しい経営状況の下にある。また、事業者数も、45 年の 3 万 7 千業者から 55 年には 2 万 1 千業者と 10 年間に 4 割減少している。

この中で、森林組合、会社といった比較的規模の大きな組織的事業体が全体に占める割合は高まっているものの、これらの事業体においても、安定的な事業量の確保が困難な状態にあることには変わりはなく、また、資本設備が立ち遅れていることなど、その事業基盤は必ずしも十分なものとは言い難い。

素材生産の担い手が今後ともこのような状態にとどまっているならば、資源的には国産材時代の到来が可能になると見込まれる 21 世紀初頭ころにおいても、一定量のまとまった丸太の安定的、計画的な供給が期待できないばかりでなく、その後続く、国産材の流通、加工体制の強化にも支障をきたすことが懸念される。

このため、国内の森林資源の成熟に応じて、素材生産能力の維持拡大と担い手の体質強化を図ることが重要となっている。

(3) 木材流通、加工の動向と問題点

国産材の流通、加工部門は、48 年の石油危機に至るまで木材の需要が増加傾向をたどったことから、“作れば売れる”といった恵まれた経営環境の中にあった。これに加え、森林の伐採が小規模分散的であること、伐採量が減少していることなどから、零細で弱体な企業体質のまま現在に至ったため、近年の木材需給構造の変化に適切に対応できず、均質品の大量供給が可能な外材や代替品が進出し、減少した需要を巡って企業間の競争が激化している。

製材工場にあっては、製材品出荷量が国産材、外材合わせて、48 年の 4 千 5 百万 m³ をピークとして 58 年は 3 千万 m³ と 3 分の 2 の水準にまで減少し、長期にわたる不況に陥っている。また、総体的に過剰設備を抱えるなど経営は不安定な状態にある。このため、今後当分の間、生産能力の増大をもたらすことのないよう、設備投資に当たっては、木材の需要動向を十分踏まえつつ対応することが重要となっている。

また、森林資源が充実しつつある中で、加工部門を担う製材工場の立地状況をみると、伐採可能な資源が多い地域には国産材専門工場が多く設置される傾向がみられる（図 I-3）。

これは、従来の製材工場が先進林業地周辺に数多く設置されていたのに対して、近年の人工林資源の充実を背景とする国産材供給の新しい動きに対処して、戦後の造林地が多い地域において、間伐木等小径木加工工場が新たに設置されたり、国産材・外材併用工場が国産材に原料転換しつつあることなどによるものと推測される。しかしながら、これらの工場は小規模のものが多く、その経営体質も脆弱である。

さらに、生産された丸太が地域内で加工される割合を地域内の人工林の成熟状況との関係でみると、伐採可能な人工林の占める割合が高い地域は、古くからの林業地が形成され、地域で産出される木材を製材する工場が設立されていることなどから、伐採された丸太を地域内で製材する割合が高い。これに対し、そうでない地域は、一部の地域を除き、生産された丸太が地域外へ移出する割合が比較的高い（図 I-4）。

今後、地域内の木材産業を振興して就労の場をつくり、地域内で木材の付加価値を高めるためには、伐採可能な森林が増大しつつある状況を踏まえ、丸太の安定供給体制の整備など木材産業の振興のための条件整備を図っていくことが重要となっている。

国産材丸太は、自然的条件が多様であり森林の保有規模が零細であることなどから、様々な径級、品質の丸太が小規模な単位で生産され、また、これらの流通の担い手も素材生産業者、原木市売市場など多様である。このため、取引は多品目、少量、分散的となり、外材に比べ流通経路は複雑多岐にわたり、流通コストも高くなっている。

このような状況下にあつて、製材工場は、国産材の仕入れ先を集荷能力が大きく、仕分機能に優れている原木市売市場に求める傾向が強まっており、丸太の流通における原木市売市場への依存度が高まっている。

製材品等の流通については、住宅建設における大手ディベロッパーの力が増してきたことなどから、同一規格品の大口受注という形態が見られるようになっている一方、増改築需要の増大、消費者ニーズの多様化などから流通の小口化も進行しており、従来の「製材工場→卸売業者→小売業者→大工・工務店」といった流通ルートでは十分に対応しきれない面もみられる。

住宅建設は、木材需要の主要な部分を占めるものであるが、大手住宅メーカーでは、情報収集に力を注ぎ、需要者が何を求めているかといったことを念頭においた需要開発を行い、工場生産化された住宅を展示して需要者の視覚に訴えるとともに、販売価格の表示、信用力、販売力、アフターサービスの強化、住宅資金確保のあつ旋、積極的な宣伝活動等に努めているが、これらの面で在来工法住宅の建設を担う大工・工務店は遅れをとっている。

国産材の流通、加工体制の弱体化がみられる中で、国産材時代に向けてその強化を図るためには、計画的な伐採を通じた国産材の安定供給、資本装備の高度化、丸太の集荷や販売、輸送等の流通体制の整備及びその適正な配置等を行うとともに、流通コストの削減、マーケティング機能の強化、最終需要者に木材や木製品の販売を行っている大工・工務店など他業種と木材産業との連携の強化を図って行くことが必要となっている。

3 国産材時代に向けた新しい動き

(1) 木材の需要拡大

森林資源が充実しつつある一方、今後とも、外材や代替材との競合が続くと見込まれる状況下において、21世紀に向け、森林・林業の発展を期するためには木材の需要拡大を図っていくことが必要となっている。これに向けた取組として、木材の良さの普及、宣伝や木材の利用拡大あるいは新製品、新技術の開発及び実用化を進め、需要に即応した新しい分野での木材利用の開拓に、林業界、木材業界が一体となって取り組んでいる事例や、都道府県が、木材、特に、県産材等を使用した住宅の建設に必要な資金の一部を貸し付けている事例がみられる。

(1) 古くからスギの造林が行われてきた山形県の金山町は、私・公有林の人工林率が50%を超えており、人工林のうち36年生以上の森林が45%を占め、比較的林齢の高い人工林を多く有する、県下でも有数の林業地である。

この町では、地域の良質材の地元での利用促進と建築業者の優れた技術の普及高揚を図るため、地元の木材を使用して地元の建築業者が建てた住宅を対象にコンクールを開催し、優秀な木造住宅を表彰している。このことが、木造住宅の振興と地域材の需要拡大にもつながり、県内はもとより県外からも地域材を利用した住宅の注文が増加している。

(2) 北海道のカラマツ人工林は、約50万haと、我が国のカラマツ人工林の約2分の1を占め、その大部分が成育途上にあることから、生産される間伐材など小・中径木の有効利用を図ることが当面する大きな課題となっている。

間伐材は少量分散的に生産されることから、生産者は流通コストや価格形成の面で不利な立場にあり、また、需要者にとっては、適時に必要量を入手できないなど流通体制の整備の遅れが間伐材利用上の阻害要因となっている。

このため、森林組合、林産協同組合、素材生産協同組合等が道内を20地区に分けた間伐材流通圏域ごとに、圏域内における間伐材の生産計画の樹立や間伐材の生産、流通に関する情報交換を行うための組織を整備するとともに、中央（札幌市）には生産者代表、需要者代表等による「間伐材流通情報本部」を設置している。本部では、各圏域ごとに樹立された計画の取りまとめや、調整、間伐材の流通情報紙の発行等きめ細かな活動によって、間伐材の生産、流通の円滑化を図っている。

また、間伐材の需要拡大についてみると、道東の厚岸・浜中地域では、地域内の森林組合や木材加工業者が協同組合を設立して、カラマツ材を丸太のままふんだんに使ったログハウス（山小屋風の住宅）、畜舎、倉庫、柵やベンチ等公園資材の製作に積極的に取り組み、カラマツ間伐材の付加価値の向上とカラマツ人工林の間伐推進に努めている。

北海道におけるカラマツ材の利用は、今まで、チップ用、梱包用、杭木用等が主体となっていたが、原木の集荷に優れた組織力を有する森林組合と優秀な加工技術を有する木材加工業者が一体となって、地域的な広がりをもって建築物への利用に取り組んでおり、大量の間伐材の利用促進の足掛りを得た事例として注目されている。

(3) 静岡県下では、学校関係者、地元住民、地元関係業界が木材を大量に使用した学校づくりを旨として学校木質化運動を展開している。静岡市内の安西小学校の老朽化した校舎の改築に当たっては、地域で多く生産されているスギなどがふんだんに使用され、将来を担う子供達の豊かな情操をはぐくむとともに、地域における森林・林業の役割について認識を深めることにも役立っているとして、地元住民等から高い評価を受けている。

この小学校では、床に木製のフローリングが張られ、壁、教室との間仕切り、建具、階段の手すり、椅子等にも木材が使用され、外観は鉄筋の校舎であるが内部は木造建築の観がある。

このように、校舎の内装に地域で生産される木材を積極的に使用している事例は、この他に長野県におけるカラマツ材の使用や栃木県におけるスギ、ヒノキ材の使用など各地にみられ、地元住民から歓迎されている。

校舎に対する国民の意識を58年に総理府が行った国政モニターアンケート調査によってみると、79%もの人が床や壁等の内装に木材を使用した鉄筋（骨）コンクリート造りの校舎を望んでおり、木材を使用したいとの国民の欲求には強いものがある。

今後、林業関係者、木材産業関係者が一体となって、地元住民の理解を得つつ、校舎の内装の木質化に取り組むことが重要であり、このことは単に、木材の需要拡大にとどまらず、将来を担う子供達の森林や林業に対する認識を深め、豊かな情操をはぐくむことにもなるものである。

(2) 国産材の生産から流通、加工に至る一体的な供給体制の整備

近い将来、主伐期を迎える森林を守り育て、木材を安定的に供給することは、個々の林業者や木材産業関係者の努力のみによって達成し得るものではなく、これらの関係者が一体となって生産、流通、加工の合理化に努め、国産材の安定供給体制の強化を図ることが必要となっている。

(1) 人工林化が進んでいる鹿児島県では、協業体、森林組合、製材業者等が一体となって間伐材の生産から加工、販売に地域的なまとまりをもって取り組み、健全な森林の造成に努めている。

集落ごとに組織化された協業体が、共同作業等によって地域ぐるみで間伐を定着させるとともに、森林組合がこれと連携して、林道端まで搬出された間伐材を集荷して大量かつ安定的な供給に結びつけている。集荷された間伐材は、数か市町村を1つの集荷圏とする小径木加工工場で製材品等に加工され、経済ベースに乗り難い間伐材の商品化に大きな成果を上げている。

間伐材加工の事例を、県北部の宮之城町に設立されている小径木加工協同組合についてみると、間伐材のうち直材は製材品に、曲り材等はチップ、おがくずに加工、販売しており、ここで加工される小径木は年々増加して58年度は1万6千m³であり、県内の間伐材加工量の1割以上を占めるまでになっている。

間伐材の付加価値を高めることによって間伐の促進を図ろうとする試みは、この他にも全国各地にみられるが、円滑な事業の推進を図るためには、取り扱う間伐材を安定的かつ大量に供給する体制を整備していく必要がある。

(2) 鳥取県では、倉吉市及び東伯郡一円を事業範囲としている広域森林組合が、森林資源が次第に成熟しつつある状況に対応して、生産から流通、加工に至る事業を一貫して実施し、地域の林業振興の中核的な役割を果たしている。

流通、加工面については、近隣の原木市売市場との連携を密にするとともに製材事業にも力を注ぎ、また、新たな需要先を開拓して、パルプ・チップ用材としての利用にとどまっていた比較的低質な木材を梱包材として有効に利用している。また森林組合が中心となって、丸太生産や造林等の林業生産活動の活発化に欠くことのできない低コストの作業道の設計、開設を行い、主伐材や間伐材の生産に大きな成果を上げている。

今後は、地域の木材産業関係者との調整を図りつつ、林業、木材産業を活性化する中心的な母体としての活躍が期待されている。

(3) 三重県の熊野市では、森林組合、素材生産業者、製材業者が一体となって、58年に新たに原木市売市場を設置して、地域材の流通体制の整備を図り、その販路の拡大に努めている。

この地域では、従来、生産される丸太の大半が地域外の原木市売市場に出荷され、そのかなりの部分が、再び地域内に流入するといった複雑な流通状況にあったが、市場の開設後は生産される丸太の過半がこの市場に集荷され、その大部分が地域内で製材されるようになり、地域材の円滑な流通が図られつつある。

また、近接した海山町は、良質なヒノキ材を生産する古くからの林業地であるが、後発の林業地域からも良質な製材品が出荷されつつある状況に対処して、長期間にわたって確立した銘柄を維持するため、森林組合など地域の林業、木材産業関係者が一体となって製材品の人工乾燥に取り組み、商品価値の向上に努めている。

(4) 福島県の奥久慈地域においては、4町村にまたがる林業、木材産業の関係者が一体となって地域材の生産、流通、加工のシステム化を図り、国産材の安定供給基地づくりに取り組んでいる。

かつて、薪炭生産が盛んであったこの地域は、農家林家の積極的な造林によって、現在、私・公有林の人工林率が約6割と全国的にみても高いレベルにあるが、その大部分が35年生以下の森林である。このため、これらの森林の適正な保育、間伐を行うとともに、これが成熟した際に備えて、今のうちから国産材の安定的な供給体制を整備することとして、関係町村、森林組合、林業経営者、素材生産業者、製材業者等が一堂に会して地域の林業振興に関する基本構想を策定し、地域材（「奥久慈材」）の集荷、販売の拠点となる原木市売市場を設置して、これを核とした国産材の安定的な供給に努めている。

さらには、計画的な伐採の実施と供給のパイプの拡大を図るため、積極的な伐採、安定的な丸太生産、地域材の安定的利用及びその販路の拡大などを内容とする「地域協定」づくりに取り組んでいる。

国産材の安定供給体制の整備は民有林及び国有林を通じた課題であり、当地域で生産される国産材の約半分を国有林材が占め、国有林が木材の安定供給に重要な役割を果たしている。

国有林では、新たに設置された原木市売市場への丸太の出荷や地域の素材生産の担い手

に対する長期契約による安定的な間伐材の販売等により、国産材の安定供給基地づくりに取り組んでいる。

また、今後、当地域から大量の間伐材の出荷が予想され、その有効利用が重要な課題であることから、県との密接な連携を保ちながら、間伐材の造材技術の普及に力を注いでいる。

こうした運動が展開される中で、外材から国産材に原料転換する製材工場も現われており、また、製材工場の集団化を図り設備の近代化を旨とするなど、木材加工業にも新たな動きがでてきている。

(5) 大分県の日田地域では、丸太の種類や製材品目ごとに専門化した製材工場群による高い生産性と、これを可能とする原木市売市場の集荷機能や仕分け、配給機能の強化を通じて、外材に対抗できる供給システムづくりを旨とし、林業生産活動を活性化させている。

スギを主体に豊富な森林資源が造成されているこの地域には、8つの原木市売市場が設立されており、いずれも月2〜3回の市が開かれ、地域内に約150ある製材工場では、必要な時に、必要な材を、必要な量だけ確保することが可能となっている。

これらの製材工場は、その規模が全国平均に比べて小さいが、径級別、製品別に徹底的な専門化を図って生産性の向上に努めるとともに、単一商品生産による量産化を旨としており、これによって比較的高い価格での丸太購入を可能としている。地域内から生産される丸太は約20万m³であるが、これだけでは原木需要を賅うことができず、県内はもちろん九州の各県、更には中国、四国地方からも集荷している。

また、製材品の出荷先については、30年代前半までは京浜、京阪神など大都市中心であったものが、外材の大量輸入を契機として福岡を中心とする九州圏へと移行し、国産材製材品の販売力を確保している。

(6) 静岡県得天竜地域では、森林組合が造林や伐採にとどまらず、伐採した木材の加工や販売など事業の多角的展開を図り、川上から川下までを相互関連的に掌握して、林業界、木材産業界が一体となった地域林業の中核的な担い手として活躍している。

天竜地域は、京浜地域への木材輸送の便に恵まれており、古くからこの地域への木材供給基地の役割を果たしてきた。30年代後半以降の木材需要の急増期に、径級等の面で既存の国産材製材施設の利用が可能なソ連材が大量に流入し、外材工場へと転換する製材工場も多くみられた。このような状況に対処し、地域の国産材の利用促進を図るため、森林組合が

作業班の整備を通じ、造林や丸太生産等に積極的に取り組んでいる。

これらの活動を龍山村森林組合についてみると、地域内の丸太生産の大半を担うとともに、生産した丸太の過半を地元の製材工場に安定的に供給し、地域材の流通、加工の維持拡大に努めており、価格の決定は相対方式によって行っている。協同組合傘下の製材業者が利用するもの以外の丸太は森林組合が一括して原木市売市場に出荷したり、間伐材等の小径木は森林組合で杭木等に加工するなど原木の太さや形状によって販売や加工に工夫をこらしている。また、森林組合が中心となって住宅建設会社を設立し、大工・工務店との連携を密にしながら、自ら生産した地域材の需要拡大と付加価値の増大に努めている。

このような各種事業の積極的な実施を通じ、地域内に安定的な雇用の場が確保されたため、林業を志した都会の青年が森林組合の作業班員として林業労働に従事するようになるなど、村内に定住する人々がみられるようになった。

また、天竜地域では、来るべき国産材時代に備えて地域材の加工度を高めて安定的な需要を確保するため、林業界及び木材産業界が協力して、年間 600 棟分の住宅資材の加工が可能なプレカット工場の建設を行うなど、国産材の大量安定供給体制の整備に努めている。

(3) 効率的な林業経営の推進と林業経営基盤の強化

国産材時代の到来に向け、林業生産のコストダウンを図るためには、効率的な林業経営を推進することが重要である。また、その担い手を育成していくためには、造林や伐採活動の活発化を図るとともに特用林産物や山間地に適した農作物の生産等を行う農林一体となった就労の場の確保及び生活環境の整備など、総合的な見地から地域の振興を推進していくことが重要となっている。

(1) 福岡県の浮羽町では、林道や作業道の整備に積極的に取り組むとともに、林業の機械化を図って、効率的な林業経営の推進に努めている。

浮羽町は、町面積の 6 割を森林が占め、その 9 割が人工林化された林業地帯である。地形が比較的緩やかであるといった自然条件もあって、林内の路網密度は約 30m/ha と高い。ここでは整備された林内路網を利用して、林内作業車等の集運材機械が積極的に導入され、間伐の実施など計画的な施業の推進に大きな役割を果たしている。伐採された間伐材の大半が建築材や杭木等として利用されており、その利用割合は全国平均に比べて高い。

(2) 徳島県の木頭地域では、豊富な森林資源をもとに地域林業の推進に流域ぐるみで取

り組むとともに、果樹など山間地に適した農作物等を栽培して、農林業を通じた就労の場の確保を図っている。

比較的早くからスギの人工林化が進んでいるこの地域は、木頭地域の特色を生かした林業の活性化を目ざし、那賀川流域の関係市町村や森林組合等で組織された「林業振興会」が中心となって、毎年「育林祭」や「木頭すぎまつり」などを催して良質材生産の定着化と木頭スギの普及宣伝に取り組んでいる。また、地元の製材業者は“地域材は地元で加工する”とのスローガンの下に従来は地域外へ移出していた良質な大径材を地域内で製材するとともに、足場板の大量受注とその即納体制を確立している。

さらに、この地域では、スギ人工林の育成に加えて、山菜、水稻、ユズ、茶など多種類の農林産物を生産して農林業を通じた年間収入の確保を図るとともに、農作物の栽培に必要な労働力と林業労働力とを合理的に組み合わせながら、適切な森林の維持・管理に努めている。

流域の最上流の木頭村では、地域の98%を森林が占めていることから、森林資源を核とした産業の振興が重要となっており、森林組合が小径木加工工場を、また協業体で製材過程が生産される背板等を利用する割りばし工場をそれぞれ設置し、地域資源の有効利用と就労機会の拡大に努めている。

4 国産材の復権とその課題

既に述べたとおり、国産材は、外材や代替材との競合の中にあって、従来の需要分野から後退し、生産、流通、加工のパイプが細くなるとともに、そのことがまた、林業生産活動の停滞をもたらすなど、今日の林業及び木材産業は極めて厳しい状況下におかれている。

このような中であって、我が国の森林資源の充実を図りつつ、林業生産活動を活発化し、今まで外材や代替材にとって代わられていた国産材の利用分野を回復して、国内需要の主たる部分を国産材が供給し得る条件をつくり上げ国産材の復権を図ることが、森林のもつ多面的な機能を高度に発揮させ、緑豊かな国土の造成と均衡ある発展を図る上から重要となっている。

このような観点から、国産材時代を現実のものとするための課題とその対応方向についてみることにする。

(1) 木材の需要拡大

国産材の復権を図り、森林・林業の健全な発展に努めていくためには、国産材の振興に重点を置いた木材の需要拡大を図る必要がある。

木材の需要拡大対策は、経済の高度成長期には旺盛な木材需要に支えられ、木材は伐採すれば売れ、また、製材すれば売れるという状況にあったことから、その取組が必ずしも十分とは言えない面もみられた。また、最近では、需要の低迷とこれに関連した木材産業の著しい業況の悪化から、個々の事業者の対応のみでは問題の解決が次第に困難になりつつある。

このような中であって、林業や木材産業の関係団体が木材の需要拡大のための協議会を設立するなど、林業界、木材産業界が一体となって組織的に取り組む動きもみられるが、これらの活動を更に充実強化するとともに、個々の木材業者自らが木材の需要拡大に力を注ぐことが重要となっている。

木材の需要拡大に当たっては、新しい需要部門を開拓することはもちろんであるが、良い製品をできるだけ安価に提供することを基本とし、これと併せて、マーケティング機能の強化など従来の木材供給には欠けていた分野にも目を向けることが重要となっている。

(1) 住宅資材としての木材は、温度や湿度の変化を緩和し、室内での音の反射を和らげるなど優れた特性を有しており、この木材の良さをPRするとともに、商品としての木材の信頼性を回復していくことが重要となっている。

また、最近における「本物志向」の中で、日本人の木の文化に根ざした潜在的な需要を掘り起こし、家具、内装等の面における木材の需要拡大を図っていくことが期待されている。

(2) 多様化する消費者ニーズを的確に把握してこれに即した木材供給を図るためには、情報収集及び情報サービス体制の整備を図るとともに、市場の動向に応じ、流通の大型化、マーケティングの強化等を推進し、消費者のニーズに即応した国産材の供給体制をつくりあげていくことが重要となっている。

(3) 木造在来工法住宅分野における木材の需要拡大については、木造住宅の耐震、耐火性能を高めるための住宅設計・施工法の開発等と併せて、ローンのある旋、アフターケア等ソフト面を充実していく必要がある。

(4) 木材の需要先を確保、拡大していくためには、「安くて良い品物」を供給することが基本であり、住宅用部材のプレカット化の推進等によって、流通、加工コストの縮減を図る

とともに木材乾燥を行ってひずみのない製材品を供給することが重要となっている。

(5) 今後、新設住宅需要の大幅な増加は期待し難いものの、既存の住宅の規模や設備等において、国民の住生活に対するニーズに十分対応し得ない住宅が相当数存在することから、これらを対象とした建て替えや増改築の分野で木材の需要はかなり期待されている。

このため、木材産業は、大工・工務店、建築士等との連携を図り、積極的な販売活動を展開していくグループを育成するとともに、マーケティング活動を強化していくことが重要となっている。

(6) 今日、有名林業地といわれる地域にあってさえ、公営住宅等の大部分は非木造のものが建設されており、また、住宅部門以外においても、学校等の公共施設の内装等には木材を使用することが可能な分野が多く残されている。

このため、公営住宅や公民館、学校など地元の木材をふんだんに使用できる各種の公共施設においては、関係機関の理解を得つつ、木材の積極的な使用に努め、地域の木材需要の拡大を図っていくことが必要である。

(7) 木材の需要拡大を図るためには、木材を建築材料等として利用するための加工技術の高度化を図るとともに、木材を新しい分野に利用するための技術開発を推進していくことが重要である。このため、今後、国産針葉樹材の供給量の増加が見込まれる中において、間伐材等の小・中径木を利用した単板積層材等の加工技術の開発・改良に取り組むとともに、低コスト、高歩止まり製材技術の開発等その形質に適合した加工利用方法の開発を進めるほか、構造安全性、耐火性、耐久性、居住性など住宅としての性能向上のための研究開発を推進していくことが必要となっている。

また、新しい技術を応用した木材利用技術の研究開発により、木材の粗飼料化、エネルギー化等の新しい需要分野の開拓を図っていくことが重要である。

(8) 木材の需要拡大には、とりもなおさず、木の良さを理解してもらうことが重要であり、木材に触れることの少ない児童・青少年等に対し、木材に触れる機会を持たせるため、従来から木材産業関係団体が中心となって児童の作成した木工品の展示会等を開催しているが、今後、これらの試みの輪を児童、生徒にとどまらず広く国民にまで広げていくことが重要である。

(2) 国産材の流通、加工体制の整備

(1) 現在の林業、木材産業を取り巻く厳しい状況に対処し、林業生産活動を活発化するためには、森林所有者、林業事業者、木材関連産業等の個々の経営努力に期待するばかりでなく、地域の特性を生かしながら造林、伐採から流通、加工、販売に至る各部門を有機的に関連づけ、地域が一体となって、その振興を図っていくことが重要である。この場合、市町村が地域の林業生産活動を相互に関連づけて、その組織化を図っていくことが必要となっている。

また、森林組合においては、市町村と十分な協調、補完の関係を保ちながら組合員に対する経営指導、造林、保育等の施業受託、林産物の共同販売等を総合的に行っていくことなどが重要となっている。

(2) 国産材の供給体制は、外材のそれと比較して零細かつ弱体であるので、今後これを担う個々の事業者の強化を図るとともに、国産材生産の少量分散性、間断性を克服し、国産材の大量安定供給体制の整備を図ることが必要である。

我が国の木材需要、とりわけ製材需要量は、将来、大きな伸びを期待し難く、今後予想される製材用材の需要を巡る国産材と外材との激しいシェア争いに対応していくためには、地域から生産される木材がいつでも、いくらでも、安定して入手できるといった商品として必要な条件を備え、かつ外材との競争に耐え得る国産材の供給体制を確立することが必要である。

我が国の林業は、植えて育てる段階から伐って利用する段階に入りつつあり、森林所有者、森林組合、素材生産業者、流通・加工業者が連携し、住宅産業界等の需要者との密接な結びつきを図りながら、国産材の安定的、計画的な供給体制の実現に向けて地域ぐるみで取り組んでいく必要がある。

そのためには、流域等を単位とする広域の林業地域において、森林所有者をはじめとする木材供給関係者間の安定供給に対する合意の形成、林道等生産基盤の集中的な整備、素材生産の担い手の育成強化、木材の流通、加工施設の整備等を行うとともに、木材需要の動向に即応するための情報処理のシステム化、流通の大型化等を総合的に推進することが重要となっている。

(3) 丸太の生産・出荷及びこれに連なる育林活動においては、市町村単位ないしは数市町村単位までの比較的限られた圏域を単位に、その具体化を図っていくことが重要である。

これに対して、流通加工過程においては、その集荷圏あるいは販売圏が、丸太の生産や育林活動等の地域的な取組よりも広域に行われることから、より広域な圏域を見込んでそこにおける施策の方向を考えていくことが重要な場合が少なくない。

流通、加工をも含めた広域にわたる国産材の振興対策を総合的に講じていくに当たっては、地域の各部分を組織化するオルガナイザーとしての市町村の積極的な参画はもちろんのこと、都道府県が県内産出材の品質や規格の統一、木材流通・加工施設等の設置運営に関する調整あるいは市町村の範囲を超えた国産材の主産地形成や安定供給基地づくりなどを推進するために、行政上その企画調整機能を十分に発揮することが重要となっている。

(4) また、木材の流通、加工の圏域をみると、先にみた日田地域のような優れた技術と安定した製品の販路をもつ企業集団を域内に有している地域では、広域的な流通・加工圏が成立しており、他方、それだけの条件が備わっていない地域は、流通・加工圏が比較的狭い場合が多い。

木材需要の主体が三大都市圏から地方都市へ移りつつあり、また、流通コストの上昇など国産材供給を巡る情勢の変化が見込まれる中で、次第に充実しつつある国内の森林資源を木材として商品化していくためには、国産材が比較的有利な市場条件を有する地方都市を中心として、その地域の気候風土、生活等に根ざした木造住宅の建設を推進することなどにより、地域の需要と結びついた供給体制をつくり上げていくことが重要である。

(5) さらに、木材需要が低迷する一方において、国産材供給能力の増大など木材需給両面にわたる構造的変化がみられる中であって、従来のような複雑多岐な国産材の流通体制のままではこの変化に十分な対応ができなくなることも懸念されており、総合的な流通政策を展開することが必要となっている。このため、現行の木材流通体系の見直しを行い、関係業界のコンセンサスの醸成を図りつつ、新たな流通ビジョンを作成して、今後の流通体系の整備を総合的に展開していく必要がある。

(3) 効率的な林業経営の推進と森林の適正管理及び山村の振興

近年、林業経営の採算性が悪化し、林業生産活動は低迷しているが、国産材時代を現実のものとするためには、林道、作業道等の林内路網の整備拡充や林業の機械化を図って林業経営コストを軽減し、効率的な林業経営を推進するとともに、森林の適正管理を行っていくことが重要となっており、さらには、林業生産活動の場の大半を占める山村の振興を図る必要がある。

(1) 合理的な林業経営を行うためには、その基盤となる森林を機能の高い状態に整備する必要がある。現在、我が国には、約1千万haに及ぶ人工林が造成されており、この人工林を適正に管理して、21世紀の経済社会にふさわしい森林へと守り育てていくことが重要となっている。

しかしながら、近年、森林・林業を巡る厳しい状況から保育、間伐等が適切に実施されていないものが見受けられ、現状のまま推移すれば、森林の健全性が損われ、森林がもつ木材の生産機能ばかりでなく、公益的機能の発揮にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。このため、森林所有者が計画的に森林の適正な管理を遂行するよう、各般にわたる林業施策の展開を図るとともに、分収育林制度等を通じて、幅広い国民の参加と協力による森林の整備に努めていくことが必要となっている。

(2) 成育途上にある森林を適正に管理し、健全な林業経営を推進していくためには、その担い手の育成が必要である。しかしながら、林業が主として営まれている山村地域は、産業生産基盤や生活環境の整備が立ち遅れており、その担い手を育成するため、農林産物など地場資源の活用を推進するとともに、道路等の生活環境施設を整備し、山村の振興を図っていくことが重要となっている。

このことは、森林等の国土資源の適切な管理の面はもとより、国土の均衡ある発展を図る観点からも重要である。

(3) 林道は、林業生産コストの低減や効率的な林業経営の推進、さらには小面積かつ分散している作業の単位を地域的にまとめて、地域ぐるみの林業生産活動の活発化を図る上で欠くことのできない施設であり、また、山村における重要な道路網の一つとして、地域の産業の振興と住民の生活の維持向上にも重要な役割を果たしている。

しかしながら、最近3年間の林道開設実績は、「全国森林計画」(計画期間53～67年度)の年平均計画量の約2分の1と整備の遅れが目立っている。国産材を安定的に供給する上で特に重要な地域については、林道の集中的な整備を行うことが必要である。

また、作業道は、造林、伐採、搬出等の作業を効率的に行う上で欠くことのできない施設であり、林道等と有機的な関連を保ちながら、その開設に努める必要がある。

(4) 近年の森林・林業を取り巻く厳しい環境の下で国産材時代を現実のものにしていくためには、林業技術の開発及びその普及に努めていくことが重要となっている。林業技術の開発に当たっては、地勢、気象等の自然条件、労働力事情等の社会経済条件に基づく地域特

性を踏まえた上で、関係機関との連携強化や林業関係者の技術開発意欲を助長しつつ、長期的視点に立ってその推進を図っていくことが重要となっている。

特に林業機械の開発に当たっては、林業労働者が高齢化している中であって、生産性の向上、労働安全の確保を図る観点から、引き続き国の関与の下に、これまでの技術成果を生かした開発・改良を推進するとともに、先端技術等を活用した林業機械の小型化、軽量化等を図っていくことが必要である。

また、これらと併せて、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための森林施業技術や、林家の安定的な収入確保のための特用林産物の生産技術の高度化等を図ることも重要となっている。

さらに、技術開発成果の普及に当たっては、その早期定着化を図り、技術水準の着実な向上に努めていくことが必要である。

(5) また、木材価格が低迷し、その一方で林業諸経費が増加しており、従来のような林業経営は苦しい状況に追い込まれている。このような状況に対処して、今後、自然力を活用した更新など資金投下の少ない林業経営のあり方を検討するとともに、集約的な施業を行って比較的短い伐期で生産する林業経営、伐期を相当長くして主伐までの間に間伐を繰り返す林業経営など地域の木材需要、労働力事情等に応じた合理的な林業経営を行うことが重要であり、このため多様な森林施業体系を確立していくことが必要である。

II 森林と国民生活

1 世界の森林

(1) 世界の森林資源とその利用

世界の森林資源の現況は、米国政府「西暦 2000 年の地球」(1980 年)によると、森林面積は陸地総面積の約 2 割に当たる 25 億 6 千万 ha、森林蓄積は 3 千 3 百億 m³ と推定されている。地域的にはソ連、北アメリカ、ヨーロッパ等の先進地域に面積の約 6 割、蓄積の約 5 割が分布し、残りがラテンアメリカ、アフリカ、アジア・大洋州の開発途上地域に分布している(図 II-1)。これを 1 人当たりの森林資源で見ると、開発途上地域は先進地域に比べ面積で約 3 分の 1、蓄積でも約 2 分の 1 となっており、人口割合からみた森林資源には、いわゆる南北間に大きな格差がみられる。

世界の木材消費量は、国連食糧農業機関（FAO）の林業生産年鑑によると、1982年にはおよそ30億m³となっている。このうち、開発途上地域の消費量は全体の55%に当たる16億m³にのぼり、その大部分を薪炭材として利用しているのに対し、先進地域では全体の45%に当たる13億m³を消費し、その大部分を製材、合板、パルプ等の用材として利用しており、木材の利用形態にも地域間に大きな違いがみられる（図II-2）。

また、最近10年間（1972～1982年）の木材消費量の推移をみると、全体では16%の伸びを示しており、地域別には先進地域がほぼ横ばいであるのに対し、開発途上地域は薪炭材を主体に28%の伸びを示しており、木材消費量に占める開発途上地域の割合が増加している。

(2) 減少する開発途上地域の森林資源

薪炭材の消費量は世界の木材消費量の54%を占めている（1982年）が、国連食糧農業機関の「開発途上国燃材地図」（1981年）によると、アフリカやアジア等の開発途上地域では生活に必要な最低限の薪炭材が確保できない地域さえあり、今後、更に薪炭材の不足が深刻化することが予想されている。また、国連食糧農業機関と国連環境計画（UNEP）の「熱帯林資源評価調査」（1982年）によると、アフリカやラテンアメリカ等の地域では食糧生産のため焼畑移動耕作が行われており、これが無秩序に行われることなどから森林資源が大幅に減少していることが明らかにされている。

開発途上地域では今後とも人口の増加が続くことなどから、これらによる森林資源の減少はかなりの規模で続くことが予想され、先述の米国政府報告によると、今後、約20年間に現在の森林面積の約17%に当たる4億5千万haが消滅すると予測されている。このため、土壌浸食等による災害の発生や砂漠化の進行が深刻化し、開発途上地域の住民の生活を一層不安定なものにするとともに、地球的規模での環境への影響が懸念されている。

こうしたことから、これらの地域では森林の造成技術を確立し、薪炭林の造成など造林の積極的な推進により森林資源の確保を図るとともに、適正な土地利用による森林の確保と荒廃地の早期復旧等により、国土の保全に努めることが重要となっている。また、造林と農作物の栽培の組合せにより森林の造成と食糧の確保を図るアグロフォレストリーの導入等により、地域住民の生活水準の向上に努めることなど幅広い対策が求められている。

(3) 我が国の海外林業協力

（重要性を増す林業協力）

開発途上地域を中心とした森林資源の減少により、これらの地域はもとより地球的規模での環境への影響が懸念されており、また、木材の貿易は木材消費国のみならず木材産地国の経済社会の発展に大きく寄与していることなどから海外林業協力を強く推進し、世界の森林資源の保護、育成に努めるとともに、開発途上国の木材供給力を向上させ、これら地域の調和のとれた発展を図ることが重要となっている。

こうしたことから、高度な林業技術を有する我が国としては、開発途上地域からの要請に対して森林資源の維持造成、林業及び木材産業の育成等への協力を進め、地球的規模での緑資源の確保に積極的に取り組むことが重要となっている。

我が国は、これまで協力要請のあった開発途上国に対し、国際協力事業団を通じたプロジェクト方式の技術協力（専門家の派遣や研修員の受け入れ、トラクタ等の機材供与等を有機的に組み合わせた技術協力）を主体に、これと関連した無償資金協力、開発調査、民間企業が行う林業開発事業への融資や技術指導等の海外林業協力を進めており、59年度には新たに、中国黒龍江省において加工技術の向上、残・廃材の有効利用など木材の高度利用について、また、インドネシア東カリマンタンにおいてアグロフォレストリーに関する研究など熱帯降雨林の経営について、それぞれプロジェクト方式による技術協力を実施することとなった（図II-1）。

さらに、こうした協力事業に加えて、森林資源の有効利用の観点から未利用樹種の利用開発を進めるとともに、現地に適合した林業技術の開発移転、大規模な森林の造成など多様化しつつある要請に積極的に対応することが必要となっている。

また、58年11月、国連熱帯木材会議において国際熱帯木材協定が採択され、59年6月、我が国はこれを受諾し、協定の最初の受諾国となった。本協定は(1)熱帯の森林及び木材に関する研究開発、(2)造林と森林経営、(3)木材生産国における加工の増進と加工度の向上、(4)市場情報の改善の4分野について国際協力を行うこととしており、我が国としてもこの協定に基づいた事業及び運営に積極的に参画し、協定を実効あるものにしていくことが重要となっている。

（国際森林年と我が国の取組）

開発途上地域における森林資源の減少に加えて、近年、ヨーロッパ等の先進地域では、亜硫酸ガス等による大気汚染及びこれに汚染された雨（酸性雨）による被害が顕在化し、森林など自然生態系に影響を及ぼすことが懸念されており、国際的な協力による対策が迫られ

ている。

こうした世界的な規模での森林資源の減少や質的低下に対し、国際的な関心を喚起する必要があることから、国連食糧農業機関では 1985 年を「国際森林年」とし、森林の保護、育成について世界各国の理解を促すこととなった。

我が国においてもこうした国際情勢に対処して、森林・林業の役割、世界の森林資源の現状、海外林業協力の重要性等について、広く国民の理解が得られるよう積極的に取り組むことが必要となっている。

2 我が国の森林

我が国は、森林が国土面積の約 7 割を占め、先進地域の中ではフィンランドやスウェーデンと並ぶ世界でも有数の林野率の高い国であり、国土の均衡ある発展を図るためには、これらの森林を整備し林業の振興に努めることが重要である。一方、1 人当たりの森林面積では 0.2ha と世界平均（樹木の少ない疎林を含む。）の約 5 分の 1 に過ぎず、また、森林蓄積は 1 人当たり約 20m³ と世界平均の約 4 分の 1 となっているなど資源的には必ずしも豊富とはいえず、森林の集約的な利用が重要となっている。

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の公益的機能を有しており、これら諸機能の高度発揮を通じて国民生活と深くかかわっている。

これらの機能は、健全な林業生産活動を通じて森林を適正に管理することによってはじめて高度に発揮されるものであり、近年の森林に対する国民の要請の多様化、高度化にかんがみ、21 世紀に向けた新たな森林整備の方向を検討することが重要となっている。

(1) 森林資源の整備

（充実する人工林資源）

我が国の森林は、56 年 3 月末現在、面積 2,528 万 ha、蓄積 24 億 8 千万 m³ となっており、最近 10 年間（46～56 年）で人工林の成長を主体に 19%もの蓄積の増加がみられる。このうち、人工林は面積の 39%（990 万 ha）、蓄積の 42%（10 億 5 千万 m³）を占めており、中国、ソ連、アメリカに次いで大きな面積となっている。

我が国の人工林の樹種構成をみると、スギ、ヒノキが人工林面積の約7割を占めており、特に、東山を除く本州、四国、九州の各地域では両樹種の割合が高い。北海道ではトドマツ、カラマツ、エゾマツが主体を占め、東山地域ではカラマツが最も多い（図II-3）。また、人工林のうち、35年生以下の保育、間伐を必要とする成育途上のものが全体の88%を占めているが、これらの人工林に対し適正な保育、間伐を実施することにより、21世紀には国産材の供給能力が飛躍的に増大し、我が国にとってかけがえのない資源になるものと期待されている。

このため、今後、成育途上にあるこれら人工林に対し適切な保育、間伐を行い、多様な機能がより一層発揮できる森林に育て上げることが必要である。

また、森林のもつ公益的機能の持続的発揮、多様な木材需要に対応できる資源の造成、気象災害、病虫獣害など森林被害の緩和等の観点から複層林の造成にも取り組むことが重要となっている。

（優良な天然林の造成）

天然林は森林面積の55%（1千4百万ha）、森林蓄積の58%（14億3千万m³）を占めており、地域的には北海道、東北、中国等の地域に多く分布している。このうち、広葉樹は蓄積の69%（9億9千万m³）を占めており、その種類が豊富で美しい木目や色調を有していることなどから内装材、家具、生活用具等に幅広く利用されるとともに、しいたけ原木、パルプ・チップ用材等として重要な位置を占めているが、かつて薪炭林等として利用されていた広葉樹林にあっては、その利用が必ずしも十分とはいえないものもある。

天然林については、将来的にも全森林面積の約半分を占めると見込まれるが、森林の公益的機能の高度発揮、優良広葉樹材やパルプ・チップ用材の供給など天然林に対する多様な要請にこたえられるよう、適切な天然林施業を推進し、その資源の充実を図ることが必要となっている。

（計画的な森林施業の推進）

森林の育成には長期間を要し、木材の供給など森林の有する諸機能を高度に発揮するためには計画的、合理的な森林施業が必要である。このような観点から適切な施業を推進するため、全国の森林について農林水産大臣が全国森林計画をたて、これに即して、私・公有林については都道府県知事が、また、国有林については営林（支）局長がそれぞれ森林計画をたて計画的な施業を行っている。

さらに、私・公有林については、山林保有者が自主的に単独又は共同でその保有する森林について森林施業計画を作成し、都道府県知事等の認定を受ける森林施業計画制度がある。また、森林の適正な整備を図るため、市町村が地域の実情に即して成育途上の森林の保育、間伐を計画的に促進する森林整備計画を樹立することができることとなっている。

今後、このような森林計画制度の適切な運用と併せて、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進し、森林の適正な維持造成と林業生産活動の活発化を図ることが重要となっている。

(2) 公益的機能の発揮

(保安林の整備)

森林は、国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能を有しており、特に、その機能の確保が必要な森林については、保安林として指定し適切な施業を確保することによりその保全を図っている。

保安林の整備については、29年以来「保安林整備臨時措置法」に基づき計画的に推進してきている。第3期保安林整備計画(49～58年度)についてみると、その最終年度である58年度末までに、同期間中の保安林の指定予定面積に対しほぼ計画通りの指定がなされた。この結果、保安林の面積は森林面積の約3割に当たる788万haに達し(図II-4)、量的には相当の成果をみている。しかしながら、地域によっては、なお、保安林の指定を積極的に進める必要があることに加え、近年、森林・林業を巡る厳しい環境の下で造林、保育等の必要な施業や管理が行われないこともあって、機能が十分に発揮されていない保安林が増加している。

このため、59年4月「保安林整備臨時措置法」の一部が改正され、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を特定保安林として指定し、その機能の維持増進を図るため、造林、保育等の森林施業を推進する特定保安林制度が設けられた。

今後、安全で快適な国土基盤の形成を図るため、保安林整備計画に基づいて緊急かつ計画的に災害防備等のための保安林の指定を進めるとともに、特定保安林の整備を積極的に推進することが重要となっている。

(国土の保全)

我が国は、気象、地形、地質等の条件から災害が起こりやすい状況にあるが、戦後の自然災害による被害の推移をみると、各種国土保全対策等の推進によりこれらの被害は減少傾向にある（図Ⅱ－5）。しかしながら、近年、国土の開発、都市化の進展等に伴う国土の高密度な利用により山地、山麓周辺にまで開発が及んでいることなどから、これらの地域では災害発生の危険性が高まっており、安全な国土基盤を形成する上で治山事業等の推進が強く要請されている。

森林は、山地崩壊や土砂流出の防止に大きな効果を発揮している。山地崩壊について国立林業試験場が全国 1 万箇所余りで行った調査によると、林地はササ生地等の無林地に比べ単位面積当たりの崩壊数、崩壊面積が 2 分の 1 となっており、国土保全に果たす森林の役割は極めて大きい。

最近の山地災害の状況をみると、58 年には 7 月の島根県を中心とした豪雨災害、9 月の長野、岐阜両県を中心とした 10 号台風災害等があり、それらによる林地荒廃の被害額は約 2 千億円にのぼっている。また、59 年は、9 月に長野県王滝村を中心とした長野県西部地震により甚大な被害が生じたが、台風や豪雨による災害が比較的少なかったため、林地荒廃の被害額は 536 億円と前年を下回った。

このような山地災害の状況に対処するため、現在、第六次治山事業五箇年計画（計画期間 57～61 年度、事業費総額 1 兆 4,700 億円）に基づき治山事業が進められており、58 年度末までの実績は全体計画の約 30%（4,340 億円）となっている（図Ⅱ－4）。

今後、このような山地災害の実態を踏まえて、治山事業の緊急かつ計画的な実施により山地災害の防止に努めるとともに、荒廃山地の復旧、整備を図り、国民の生命、財産を保護し、安全な国土基盤の形成に資することが重要となっている。

（水資源のかん養）

近年、都市用水と農業用水を合わせた全国の水需要量は年間約 880 億 m³ で推移しているが、長期的には生活水準の向上、生産活動の拡大等から増加するものと予測されている。

森林の土壌は、国立林業試験場の調査によると、原野等の 2 倍、裸地の 3 倍を上回る高い浸透能を有しており、降水を土壌の中に長時間貯え徐々に流下させるため、豊かな森林地帯に源流をもつ河川の流量は比較的平均化している。森林はこうした機能を通じて水資源のかん養に重要な役割を果たしている。また、このような浸透能の高い森林土壌は、水質の

浄化にも寄与している。さらに、森林は、下流への土砂の流出を抑制することから、上流域の森林の整備が利水施設等の保全に重要な役割を果たしている。

59 年は夏期の台風等に伴う降水が少なかったため、西日本の太平洋側を中心に水不足が深刻化したが、これまでもこうした水不足は各地で発生しており、水の安定供給に対する国民の関心が高まっている。福岡県では 53 年の異常渇水を契機に森林のもつ水資源のかん養機能に対する認識が深まり、県、市町村及び企業の協力のもとに「福岡県水源の森基金」を設立し、森林のもつ水資源かん養機能を高めるため森林の整備に努めている。同基金は、これまでの 5 年間（第 1 期 54～58 年度）に 6 万 5 千 ha に及ぶ森林の造成、整備等を行うとともに、59 年度から新たに第 2 期（59～63 年度）の事業計画をスタートさせ、活力ある森林を造成し、機能の維持向上を図っている。

近年、上流域の森林の維持造成や水源地域対策の一貫として、下流域の地方公共団体等の協力により基金を設立するなどして、森林の整備を図っている事例は各地にみられるようになったが（表 II-1）、森林・林業を取り巻く厳しい状況の中で適正に維持管理されていない森林が増加し、森林のもつ諸機能の低下が憂慮されることから、森林の適正な管理について、国民の協力を求める要請が上流域の地方公共団体等を中心に高まっている。

水需要についてみると、長期的には増大が予想され、水不足が依然として生じていることから、水の安定供給を図るための総合的な対策が必要とされている。このような状況にかんがみ、森林を整備し森林のもつ水資源のかん養機能を高めることが重要となっており、水源林整備の重要性について広く国民の理解を深めるとともに、国民参加による森林の整備のあり方について更に検討を進める必要がある。

（森林のレクリエーションの利用等）

近年、森林など緑資源に対する関心が高まる中で、余暇時間が次第に増加していること、交通網の整備が進んでいることなどから自然の中で過ごす野外レクリエーション活動等が活発化している。

こうした中で、最近、森林の香気を浴びながら心身を鍛える「森林浴」への関心が高まり各地でその集いが催されている。民間調査機関の世論調査によると、森林浴をしたいと思っている人は 73% に達しているなど、森林浴は国民に広く定着しつつある。

現在、国立公園、国定公園等の自然公園は、国土面積の 14% に当たる 532 万 ha（59 年 12 月末現在）指定されており、そのうち、森林が 79% を占めている。自然公園の利用者は

最近では年間 8 億人を上回っており、自然公園は国民の野外レクリエーション等の場として広く利用されている。

また、自然環境の適正な保全を図ることを目的として、自然環境保全地域等が指定されており、58 年度には沖縄県の崎山湾自然環境保全地域が新たに指定された。これらの地域の面積（9 万 3 千 ha）のうち、その多くの部分（71%）が森林で占められている。

（森林と自然教育）

豊かな自然に触れる機会の少ない児童・生徒等が健全な心身と豊かな情操を養うため、自然環境の中での生活を通じて自然とのふれ合いを深め、自然の大切さや自然と人間生活とのかかわりなどを体験して学習することが重要となっている。

58 年度国政モニターアンケート調査によると、児童・生徒の教育活動に森林を利用することについて 80%の人が非常に良いことであると答えており、森林を活用した教育活動に大きな期待が寄せられている。このため、地方公共団体、国有林等では、各地で林間学校や体験林業等を開催しており、児童・生徒等が木材を生産する過程を見学したり、植林や樹木の手入れなどを体験することによって森林と暮らしのかかわりや自然の大切さを学んでいる。国有林においては、58 年度にこうした森林教室等を 400 回近く開催し、参加人員も 3 万 4 千人に達しており、森林・林業及び国有林野事業についての理解の向上に役立っている。

3 森林の保全と緑資源の確保

(1) 森林の保全

（松くい虫被害とその対策）

松くい虫被害は、53 年夏期の高温かつ少雨という異常気象の影響等により急増し、それ以降 4 年連続して 200 万 m³ を上回っていたが、57 年度には 147 万 m³、さらに 58 年度には 124 万 m³ とピーク時（54 年度 243 万 m³）の約 5 割にまで減少した。

58 年度の被害発生県は北海道、青森県を除く 45 都府県に及んでいるが、私・公有林における被害の傾向を地域別にみると、被害が早くから発生していた九州、四国、近畿等の地域や 53 年度に大きな被害を受けた北関東（特に茨城県）で被害が減少しているのに対し、これまで被害が軽微であった北陸、東北、東山地域では他地域に比べ被害量は少ないものの被

害区域が拡大する傾向がみられる（図 II-6）。また、59 年度は、記録的な高温少雨という被害が発生しやすい気象条件にあったため、北陸、東北等の地域で被害が増加することが懸念されている。

松くい虫被害に対しては、これまで「松くい虫被害対策特別措置法」に基づき、被害の程度等に応じて、特別防除（薬剤の空中散布）、特別伐倒駆除（被害木の伐倒及び破碎・焼却等）などの各種の防除と樹種転換等を合理的に組み合わせた総合的な対策が行われている。

この結果、静岡県の上三保の松原、香川県の紫雲山等では地域ぐるみの積極的な防除努力もあって重要な松林が守られている。また、奈良県、山口県、大分県等では一般の松林とこれに隣接する庭園、社寺等における松との一体的な被害対策を行うため、マスメディア等を利用した地域住民の啓もう、薬剤の予防散布についての技術指導等を通じて自主的防除活動の推進が図られている。

このような被害対策に加えて、中国産の馬尾松と日本産のクロマツとの交雑種（一般名：和華松）等マツノザイセンチュウに対する抵抗性松の育成供給のための事業を行うとともに、マツノマダラカミキリに対する天敵微生物、誘引剤等の研究開発が行われている。また、マツノザイセンチュウによる枯損の仕組やこれに対する抵抗性の付与方法等が解明されつつあり、新たな防除技術の研究開発が進められている。

（その他の森林病虫獣害）

林木の樹皮下や枝幹に穿孔し加害する穿孔性害虫のうち主なものをみると、スギカミキリ、スギノアカネトラカミキリの被害が中国、近畿地方を中心にほぼ全国的に、また、スギザイノタマバエの被害が九州地方に発生している。これらの被害木は枯死することが少なく、伐採や製材時にはじめて被害が判明することが多いため、被害の実態を正確に把握することが困難となっているが、現在、被害発生の仕組や防除技術の解明、抵抗性品種の早期育成のための技術開発等に取り組んでおり、当面は、粗皮はぎ、枝打ち、除・間伐等の適切な施業により被害を未然に防止し、健全な森林を造成することが重要となっている。

また、国の特別天然記念物に指定されているカモシカによるヒノキ、スギ等の幼齢造林木の被害は 58 年度には 13 都県に及んでおり、カモシカの保護と被害の防止の両立が求められている。このため、カモシカについては、地域を限って天然記念物に指定し保護する方向で対処するものとし、現在、保護地域の設定を進めているほか、カモシカの個体数調整、防護柵の設置等が行われている。

(気象災害・林野火災)

58年の私・公有林の気象災害についてみると、前年1万5千haと最も被害の大きかった風害がごく小面積にとどまったため、被害総面積は1万9千haと前年に比べて32%減となり、被害総額も前年のほぼ4分の1の50億円にとどまった(参考付表II-5)。

また、58年12月から59年3月にかけての北陸、山陰地方を中心とした記録的な大雪は、倒伏や折損等により森林に大きな被害を与えた。

林野火災についてみると、58年は4月の東北地方を中心とした大規模な林野火災の発生等により焼損面積7,666ha、損害額48億円となり、過去5年間平均の焼損面積、損害額に比べ、それぞれ1.7倍、2.8倍となった。

林野火災の防止については、防火に対する国民への啓もう活動等を行うとともに、きめ細かな監視体制の確立、防火帯道等の延焼防止施設、初期消火体制の整備、空中消火体制の強化等を図ることが必要である。

(森林損害てん補制度)

森林被害により生じた損害をてん補し、経営の安定に資する制度として火災、気象災及び噴火災を対象とする森林国営保険及び全国森林組合連合会の行う森林共済があり、また、火災のみを対象とする民間損害保険会社の行う森林火災保険がある。58年度には、これらの制度によって約30億円の保険(共済)金が支払われた。

これらの制度によって契約されている人工林は、私・公有林の人工林の約3割に過ぎず、特に、中・高齢林になるにしたがって加入率は低くなっている。近年、中・高齢林を中心に雪害等の大きな被害が発生していることから、これらの加入促進を図ることが重要となっている。

(林地の他用途転用)

地域森林計画の対象となっている私・公有林(保安林等を除く。)における1haを超える開発行為に対しては、林地開発許可制度によって森林のもつ多面的機能との調整を図り、林地の適正な利用を確保している。また、この制度の適用を受けない国、地方公共団体等が行う開発行為については、制度の趣旨が徹底されるよう連絡調整が図られている。

近年の許可制度及び連絡調整に係る林地の他用途への転用の動向をみると、52年度の2万6千haをピークに減少傾向にあり、58年度は前年度に比べ20%減少し1万6千haとなった（参考付表II-6）。これは転用面積のほぼ半分を占める農用地が前年度比25%、また、住宅・別荘用地が同34%と大きく減少したことなどによるものである。

(2) 緑化の推進等緑資源の確保

（緑資源確保に向けた新たな試み）

我が国経済社会が高度成長から安定成長へと移行し、国民が経済的豊かさととどまらず、文化的豊かさ、生活の快適さを求める中であって、国民の生活環境、自然環境に対する関心、とりわけ生活に潤いとやすらぎを与える緑資源に対する関心は急速に高まっている。

一方、緑資源の大宗を占め、これまで山村住民の不断の林業生産活動により維持管理されてきた森林は、林業を取り巻く厳しい現状の中で適正に維持管理されていないものが増加しており、このような状況のまま推移すれば、良質な木材の生産が困難となるばかりでなく、公益的機能の発揮に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうしたことを反映して、林業関係団体や報道機関等によるグリーンキャンペーンなどが行われ、緑資源の重要性とそれを守り育てる山村の現状について広く国民の理解を深めるため、積極的な啓もう活動が展開されている。

また、山村の豊かな地域資源を利用した林間学校や山村と都市との交流が各地で行われており（表II-2）、山村と都市との相互の理解が深まることが期待されている。

さらに、広く国民の参加による森林整備を推進する一方策として、従来の分収造林制度に加えて、成育途上の若齢人工林を対象にその森林の育林費負担者を募り、伐採時にその収益を分収する分収育林制度が58年に私・公有林で、また、59年には国有林で発足した。このうち、私・公有林における分収育林の状況（51年からのモデル分収育林事業等によるものを含む。）をみると、59年11月現在募集面積2千2百ha、募集総額54億円となっている。

このような制度は、まだ緒についたばかりであり、国民の積極的な理解と協力によりその定着を図ることが重要となっており、今後、都市活力を導入した緑資源としての森林の確保、活用の方策を検討することが必要である。

（緑化活動の推進）

国土緑化運動の中心的行事である全国植樹祭は、25年4月山梨県で開催されて以来35回目を迎え、59年5月、鹿児島県において「21世紀へつなごう輝くみどり」のテーマの下に開催された。また、同年10月には8回目の全国育樹祭が岩手県において開催された。

近年、こうした運動に加えて「豊田八幡みんなの森」(神奈川県平塚市)、「熊本ふれあいの森林」(熊本県熊本市)の造成を図るなど地域の特色を生かしながら、地域住民と一体となった緑化活動が各地で活発化している。

また、緑をつくり育てる緑化活動を通じて、次代を担う児童・生徒を心豊かな人間に育てるため、「緑の少年団」が44年に結成され、以来、各地で活発な緑化活動を続けており、地域の緑化活動の中で重要な役割を果たしている。現在、その団体数は全国で1千3百、団員数12万3千人に達している(図II-7)が、特に、都市地域の児童・生徒は自然に親しむ機会が少ないことから、これらの活動を活発化して緑化意識の高揚に努めることが重要となっている。

III 木材需給と木材産業

1 木材需給の動向

(1) 木材の需要

(木材の需要)

我が国の用材(製材用、パルプ・チップ用、合板用等)、薪炭材及びしいたけ原木を合わせた木材総需要量(丸太換算)は、48年の1億2千万m³を最高に、その後、49、50年と2年連続して減少したが、51年から55年までは年間1億~4億1千万m³程度で推移してきた。しかし、56年には住宅建設の急減等から1億m³の大台を割り、その後も低迷が続いている。

58年の木材総需要量は、前年を若干上回る9,371万m³(ピーク時の約8割)となった。この大部分(97%)を占める用材の需要量は、木造住宅建設の不振等から製材用が前年に比べ4%減少したものの、紙・パルプ及び合板生産の伸びを反映してパルプ・チップ用及び合板用が前年に比べそれぞれ8%、3%増加したため、全体では前年に比べ1%増加して9,116万m³となった(図III-1)。

59年の木材（用材）需要についてみると、全体の住宅建設はやや回復をみせたものの、木造住宅建設の低迷と1戸当たり床面積の減少等から、製材用材及び合板用材の需要は停滞しているが、パルプ・チップ用材の需要は紙・パルプ生産の伸びを反映して増加しており、各部門を合わせた木材（用材）の需要量は、前年とほぼ同水準の9千1百万m³程度になるものと見込まれる。

近年における木材需要の停滞は、住宅建設の不振、木造率（新設住宅着工戸数に占める木造住宅の割合）の低下、木材に代替する資材の進出等がその要因となっており、このことは、木材産業に深刻な不況をもたらすとともに、国内の林業生産活動を停滞させるなど、我が国の森林・林業及び木材産業に大きな影響を及ぼしている。

このような状況の中で、林業及び木材産業の関係団体が一体となって木材の需要拡大のための協議会を設立して、木材使用のPRや受注活動を展開するなどの動きがみられるようになった。

（住宅建設）

木材需要の約半分を占める建築部門の動向をみると、新設住宅着工戸数は、48年の191万戸を最高に、その後一時大きく減少したが、51年から54年までは年間150万戸前後で推移してきた。しかし、55年には127万戸と急減し、56年以降も110万戸台の水準で推移している（図III-2）。

58年の着工戸数は、貸家は小規模なものを中心に前年に比べ25%増と好調に推移したが、持家が前年に比べ18%減と大幅に落ち込んだため、全体では113万7千戸と前年を若干下回った。

59年に入り、景気が回復から拡大基調を強める中で、住宅建設にもようやく回復がみられ、着工戸数は前年に比べ4%増加して118万7千戸と6年ぶりに前年の水準を上回った。しかし、その内容をみると、貸家は前年に引き続き高い伸びを示したが、持家には回復がみられず依然として不振を続けている。

また、これまで拡大傾向で推移してきた新設住宅1戸当たり床面積は、56、57年と横ばいで推移し、58年から縮小に転じている。これは、1戸当たり床面積の小さい貸家が増加し、1戸当たり床面積の大きい持家が減少していることなどによるものである。

次に、木造住宅建設の動きをみると、着工戸数は、58年には、木造住宅の占める割合が高い持家の着工が減少したことなどから前年に比べ11%減少して59万1千戸となり、59年には、前年とほぼ同水準の59万4千戸となった。これは、過去最高であった48年（112万戸）の約5割の水準である。

また、木造率も、50年には67%であったものが、その後低下傾向で推移し、58年は52%、59年は50%と連年にわたり過去最低を記録している。さらに、木造住宅1戸当たり床面積をみると、これまで拡大傾向で推移してきたものが58年から縮小に転じている。

このような木造率の低下は全国的にみられるが、これを都道府県別にみると、東京、大阪のように木造率の比較的低いところでは、その低下も大きく、青森、秋田、山形、新潟のようにもともと木造率の比較的高いところや、千葉、岐阜、奈良等のように大都市部の高地価を避けた住宅建設が進められている地域では、その低下が小さいものとなっている（図 III-3）。

木造住宅については、その9割以上が伝統的な在来工法によって建てられているが、建築工法の多様化が進む中で、近年、プレハブ工法、枠組壁工法（ツー・バイ・フォー工法）による住宅が都市部を中心に着実な伸びを示しており、木造住宅に占める木質系プレハブ住宅の割合も、53年の3%から59年には6%と高まっている。このため、在来工法住宅のシェアが次第に狭められつつある。

我が国の住宅ストックの現状を、58年10月に実施された総務庁「住宅統計調査」の速報によってみると、住宅総数は、世帯総数3,525万世帯を上回る3,865万戸に達し、1世帯当たりの住宅戸数は、1.10戸と戸数の面では充足している。しかし、これらの住宅の居住水準をみると、依然として三大都市圏を中心に全世帯の11%のものが最低居住水準（世帯人員4人の場合、住戸専用面積50m²）に達しない状況にある。

また、国民の住生活に対するニーズが高度化、多様化する中で、住宅の規模や設備等において、これに対応し得ない住宅がなお相当数存在していることから、建て替えや増改築等の潜在需要はかなりあるものとみられる。

増改築には、台所、離れ等を部分的に増改築する小規模なものから、新たに住宅の1戸を形成する規模の大きいものまでであるが、これらのうち、面積が10m²を超える増改築の動向をみると、48年の33万件・戸から58年の31万件・戸と若干の減少にとどまっており、新設住宅着工戸数が大きく減少している中で、比較的安定した動きをみせている。

住宅資材としての木材は、保温効果が高く、室内の湿度を安定させるほか、音の反射を和らげるなど優れた特質を有しており、これを主たる部材としている木造住宅は、我が国の気候、風土に適合する住宅として長い伝統を有し定着したもので、現在でもなお国民の多くは木造住宅を選好している。

こうした国民の木造住宅に対する根強いニーズにこたえ、木材利用の促進を図るためには、木材及び地域の特性を生かした良質な木造住宅を適正な価格で供給できるよう、木材の加工・流通の改善、大工・工務店を中心とした住宅供給体制の整備等を図るとともに、適切な宅地対策を推進することが重要となっている。また、増改築等の分野においては、増改築等に対応しやすい木造住宅の特徴を生かし、潜在需要の掘り起こしや情報の提供・収集等を推進していくことが重要となっている。

(紙・パルプ生産)

木材需要の約 3 割を占めるパルプ用材の需要先部門である紙・板紙及びパルプの生産動向をみると、紙・板紙の生産は、55 年下期から景気の停滞等により低迷を続けてきたが、57 年下期から回復過程に入り、58 年から 59 年にかけても景気が回復から拡大へと向かう中で、比較的好調に推移し、生産量は 58 年が 1,844 万トン、59 年が過去最高の 1,934 万トン（速報値）と前年に比べそれぞれ 6%、5%増加した（図 III-4）。

最近の紙、板紙別の生産状況をみると、紙は、新聞用紙が紙質の軽量化、輸入紙の増大等により伸び悩んでいるものの、書籍等の出版の活発化、OA 機器の普及による情報用紙需要の増加等により印刷用紙を中心に堅調に推移している。また、これまで不振を続けていた板紙も、産業活動の活発化等から段ボール原紙を中心に回復している。

次に、紙・板紙の原料であるパルプの生産動向をみると、パルプ生産量は、紙・板紙生産の伸びを反映して 58 年が 886 万トン、59 年が 913 万トン（速報値）と前年に比べ共に 3%増加した。しかし、この水準は、近年における古紙の再生利用の促進、輸入パルプの増大等から過去最高となった 48 年の約 9 割にとどまっている。

なお、古紙は、資源の有効利用、コストの軽減、製造技術の向上等から利用が促進され、紙・板紙の原料に占める古紙の割合は年々増大して、59 年には 48%（速報値）となっている。

紙・板紙需要の伸びが予想されている中で、古紙の利用割合をこれ以上高めることは古紙

の回収面からみても限界があるとみられることから、間伐材、虫害木等の国内の未利用資源の利用促進、需要者と供給者の安定的な取引体制の確立を図るとともに、海外からの原料の輸入など長期的視点に立った原料の安定確保に努めていくことが重要となっている。

(2) 木材の供給

58年の木材（用材）供給量（丸太換算で9,116万 m³）をみると、国産材は、前年に比べ0.5%増加して3,232万 m³（林地残材33万 m³を含む。）、外材は、前年に比べ1.5%増加して5,885万 m³となった。この結果、58年の木材（用材）の自給率は35.4%となり、わずかながら前年を下回った（図 III-5）。

これを需要部門別にみると、国産材は、製材用が需要の不振、市況の低迷等から前年に比べ3%減少したが、パルプ・チップ用は紙・パルプ生産の伸びを反映して前年に比べ8%増加した。一方、外材は、製材用が前年に比べ5%減少したが、パルプ・チップ用及び合板用は前年に比べそれぞれ9%、3%増加した。

59年の木材（用材）供給についてみると、引き続き需要の停滞の下で、国産材は、パルプ・チップ用が前年を上回っているものの、過半を占める製材用が前年を下回っており、また、外材は、木材チップの輸入量が前年を上回っているものの、丸太及び製材品の輸入量は前年を下回っている。

このような動きの下で、最近における木材供給を巡る特徴的な動きをみると、まず、製材用材における製材工場への丸太総入荷量に占める国産材の割合が54年以降高まっている（図 III-6）。

これは、木材需要の減退に伴って、国産材、外材とも工場入荷量は減少しているが、国産材は丸太生産量が比較的安定していることもあってその落ち込みが小さいのに対し、外材は木材輸出国の丸太輸出規制の強化、製材品の輸出志向の高まりなどを背景として丸太輸入が大幅に減少し、国産材入荷量の減少を更に上回る落ち込みをみせているためである。

このような動きに対応し、国産材丸太の安定供給を図るためには、伐採を含めた計画的な森林施業の推進と、丸太の生産から流通、加工に至る国産材供給体制の整備を図っていくことが重要となっている。

また、パルプ用材についても、パルプ工場へのパルプ用材総入荷量に占める国産材の割合が55年以降高まっている。これは、55年における輸入チップ価格の高騰を契機に、紙・パ

ルプの原料を輸入チップから国産チップに転換する動きがみられ、国産チップの安定確保に努める一方、虫害等の被害木や家屋解体材等の利用促進が図られてきたためである。

(3) 木材の輸入

(木材輸入を巡る動き)

我が国は、現在、木材供給量の約3分の2を海外に依存しており、その輸入量は、世界の木材貿易量の約2割を占め、特に、丸太の輸入量では世界貿易量の約4割を占めている。

木材（丸太及び製品）の輸入額をみると、58年は前年に比べ17%減少して1兆776億円となり、59年は1兆946億円となった。また、58年の我が国の総輸入額（30兆148億円）に占める木材輸入額の割合は、3.6%となっており、輸入品目の中では石油、石油製品、液化メタンガス、石炭に次ぐ地位を占めている。

しかしながら、木材需要が減退している中で、木材輸入量も大きく減少しており、木材輸入の主体をなす丸太輸入量は、58年には2,980万m³（対前年比2%減）とピーク時（48年）の約6割の水準にとどまっている（図III-7）。

丸太及び製材品の主な輸入先別の割合を58年の輸入量でみると、南洋材（マレーシア、インドネシア、フィリピン等からの輸入材）が43%、米材（米国及びカナダからの輸入材）が34%、ソ連材が19%、その他が4%となっている。

近年、開発途上国を中心とした森林資源の枯渇が懸念され、資源ナショナリズムが高まっている中で、東南アジアの木材産地国では、森林資源の保護、自国の木材加工業の育成、輸出所得の向上等を図る観点から丸太輸出規制を強め、製品輸出拡大の政策を進めるとともに、我が国に対して、合板等の木材製品の関税引き下げを要請している。また、米国も、我が国の貿易収支の大幅な黒字等を背景に木材製品の関税引き下げを要請するなど製品輸出の拡大を図っている。

このような中で、我が国は、国内の木材産業に与える影響に配慮しながら、59年4月からパーティクルボードの関税の引き下げを実施するとともに、59年12月の対外経済対策において、開発途上国との貿易拡大に特に配慮し、これら諸国の関心品目である木材製品の関税について、東京ラウンドに沿った関税引き下げの2年前倒し等を60年4月から実施することとした。

また、近年の我が国の木材輸入をみても、丸太輸入から製材品輸入へと質的に変化する傾向をみせており、丸太及び製材品（丸太換算）輸入量に占める製材品の割合は、48年には9%であったものが58年には19%と高まっている。

我が国は、国内の森林資源が現在なお成育途上にあることから、当分の間、木材供給量の相当量を海外に依存しなければならない状況にあり、今後とも国内の林業、木材産業への影響及び木材貿易を巡る国際情勢等に配慮しつつ、需要動向に見合った安定的な輸入を図っていくことが重要となっている。

（南洋材の輸入）

南洋材については、丸太輸入が減少する中で、国内挽き製材品の割高感、現地挽き製材品の品質向上等もあって、製材品輸入は増加傾向にあり、58年の製材品輸入量はこれまでの最高となった。

丸太の産地国別の輸入割合をみると、これまで主要な丸太の輸入先であったインドネシアの割合が大幅に低下し、これに代わってマレーシア（サバ州、サラワク州）の割合が高まっている（図 III-8）。

インドネシアでは、丸太の輸出を段階的に規制し、60年1月から全面的に輸出を禁止する政策を打ち出すとともに、合板工業を中心とした木材工業化を進めており、同国からの合板輸入量は、59年には1,436万 m²と前年に比べ約6倍に増加した。一方、マレーシアについては、現在、同国からの丸太輸入が増加しているが、長期的には資源的制約、木材工業化の推進等から供給力は減少するものとみられる。なお、サバ州では、木材価格の安定、森林資源に見合った輸出の適正化を図るため、59年1月から諸外国の木材輸入業者の登録制を実施している。

（米材の輸入）

米材は、米国太平洋岸地域（ワシントン州、オレゴン州、アラスカ州等）及びカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）から輸入されている。

カナダでは、木材工業を保護するため丸太輸出を原則的に禁止し、製材品を輸出しているが、58年に入り、丸太の過剰生産、製材工場の採算悪化等から丸太の余剰が生じたため、同国からの丸太輸入が増加し、製材品輸入が減少している。

米国については、景気の拡大等を背景に、住宅建設が58年に入ってから急速な回復をみせ、米国内の木材需要も増大している。しかし、米国の主要な木材供給地域である太平洋岸地域の木材産業は、近年における南部地域の木材供給力の急速な増大及びカナダからの製材品輸入の増加等により期待したほどの業況の回復がみられず、かえって不況の様相を強めている。

このような中で、米国の太平洋岸地域やカナダ（ブリティッシュ・コロンビア州）の木材産業は、木材輸出を重視しており、我が国に対して製品輸入の拡大や木材製品の関税引き下げを要請するなど長期的な輸出拡大に努めている。

なお、我が国と米国との間には、両国の林産物貿易の健全な発展を促進する目的で「日米林産物委員会」が設置されており、59年9月には米国オレゴン州ポートランドにおいて第6回の委員会が開催され、情報及び意見の交換が行われた。

（ソ連材の輸入）

58年のソ連材の輸入額は、我が国のソ連からの輸入総額の約3割を占めており、日ソ間の貿易上、大きな地位を占めている。

ソ連は、極東地域に広大な森林を有していることから、隣接する大きな木材消費国である我が国との安定的な木材貿易を推進する政策を採っている。

日ソ間の木材貿易は、主として、年間契約である一般契約と長期契約であるK Sプロジェクトに関する基本契約によって行われている。このうち、K S契約は、我が国が木材を輸入する一方、極東地域の森林開発に心要な設備、機械等を輸出するもので、現在、第3次K S契約（56年から61年）に基づいて行われている。

最近のソ連材は、小径木や腐れ材の混入割合が高くなるなど材質が低下していることに加え、樹種別割合も不安定となっており、59年の5月と10月に開催された「日ソ木材貿易会議」でもこの問題が取り上げられ、今後改善する方向で意見の交換が行われた。

2 木材価格の動向

（概況）

最近の総合卸売物価指数（総平均）は安定した動きをみせているが、木材価格は、木材需

要が大幅に減少したため 55 年から 56 年にかけて急激な下落をみせ、その後も短期的には若干の変動を伴いながらも長期にわたる低迷が続いている。

58 年から 59 年にかけての木材価格の動きを日本銀行「卸売物価指数」の製材・木製品価格指数によってみると、58 年の木材価格は、木造住宅着工戸数が減少するなど需要が停滞する中で、米材丸太等の在庫増加もあって需給が緩和したため、1 月から 7 月まで下落傾向で推移した。8 月以降は、需要が依然として停滞したものの、外材の産地価格の上昇等もあって年末までほぼ横ばいで推移した。この結果、年平均の価格指数は、前年に比べ 4% 下落した（図 III-9）。

59 年に入って、木材価格は、南洋材丸太の入荷が減少したことなどから 1 月から 4 月にかけて若干上昇したが、その後、南洋材丸太の入荷が回復し、米材丸太の入荷も増加したため下落ないし横ばいで推移し、年平均の価格指数はほぼ前年並みとなった。

（品目別価格の動き）

最近における品目別価格の特徴的な動きをみると、丸太価格については、国産丸太価格指数は、58 年から 59 年にかけて下落ないし横ばいで推移したが、輸入丸太価格指数は、59 年に入って、南洋材産地国の異常気象による供給減からラワン丸太価格が高騰したため 2 月から 5 月にかけて急騰し、その後、ラワン丸太価格の下落に伴って急落するという激しい動きをみせた。

また、国産丸太の主要な樹種であるスギ丸太と、これと競合関係にある米ツガ丸太との価格差は、近年縮小してきている（図 III-10、参考付表 III-5）。

製材品価格については、木造住宅建設の不振等を反映して、58 年にはヒノキ構造材を中心に下落した。58 年 1 月から 58 年 12 月の間の価格は、スギ正角が 13%、米ツガ正角が 11% の値下がりに対し、ヒノキ正角は 19% も下落した。このため、ヒノキ正角とスギ正角との価格差は、最近縮小傾向にある（図 III-11）。

また、スギ正角と米ツガ正角との価格差も、丸太価格と同様に近年縮小傾向にある。

木材チップ価格については、輸入チップ価格の上昇等により針葉樹及び広葉樹チップとも国産チップと輸入チップとの価格差が拡大する傾向にあったが、57 年秋から 58 年前半にかけて輸入チップ価格が産地価格の値下がり、為替相場の円高等により下落したため、両者の価格差が縮小している。

合板価格については、58年には合板需要の回復もあって低水準ながらも比較的安定した動きをみせたが、59年には主要な原木であるラワン丸太価格が上昇したにもかかわらず、合板需要の伸び悩みに加え、インドネシアからの合板輸入が急増したこともあって、市況が低迷した。

木材価格の大幅な変動は、国内の林業、木材産業のみならず、国民生活にも大きな影響を与えることから、価格形成の主導的な役割を果たしている外材について、引き続き関係者の情報交換等により需要動向に見合った適切な木材輸入を図るとともに、国産材については、漸次生産量を増大させつつその供給体制を整備して、木材価格の安定を図っていくことが重要となっている。

3 木材産業の動向

(1) 木材の流通

(木材流通の動き)

木材の流通は、丸太、製材品別あるいは国産材、外材別にそれぞれ異なる形態をとっており、なかでも国産材の流通は、その生産、加工が多品目かつ少量分散的であることから、外材に比べ複雑多岐にわたっている。

丸太の流通についてみると、製材工場においては、近年、丸太の仕入れに当たって、国産材丸太への依存を強める傾向にあり、製材工場への丸太総入荷量に占める国産材の割合は、53年には37%であったものが58年には46%となっている。これを都道府県別にみると、53年から58年にかけて国産材の割合が上昇したのは43都道府県に及んでおり、なかでも資源に比較的恵まれている北海道や東北、九州地方の上昇が著しい。また、国産材の割合が50%を超える県も、53年の11県から58年には20県に増加している（参考付表III-7）。

また、製材工場が仕入れる国産材丸太の仕入先をみると、森林所有者や素材生産業者から仕入れる割合が低下し、これに代わって木材市売市場から仕入れる割合が47年21%、50年26%、55年31%と次第に高まっており、集荷能力が大きく、仕分機能に優れている木材市売市場への依存を強めている。

次に、製材品の流通についてみると、製材品の流通形態は個別分散的な住宅建築需要に対応して形成され、大工・工務店など直接需要者への販売が最も多く、この形態に大きな変化

はみられない。しかし、近年、大都市部を中心として大手住宅産業の住宅建設シェアの拡大、プレハブ住宅等の工業化住宅の増大等に伴って、取引単位が大口・集中化する傾向をみせており、これに対応して、住宅資材のプレカット化や外材製材品を中心に住宅資材調達システム化を図り、規格の均一化と流通経路の簡素化等を目ざす動きが強まっている。

また、最近、木材関連業者の一部には、地域における大工・工務店などの異業種の業者と共同で木造住宅供給会社等を設立して、住宅供給のシステム化を図り、木材需要の拡大、流通の合理化等を図っていかうとする動きがみられる。

さらに、製材品の消費市場の中心となっている三大都市圏における製材品入荷量の全国に占める割合をみると、これら都市圏の住宅建設の相対的地位の低下等により、48年の36%から58年の32%と低下している。

(木材流通業の経営状況)

木材流通業界は、木材需要が停滞している中で、木材価格が低迷するとともに取扱量が縮減し、業況は長期にわたる不振を続けている。木材販売業の経営状況をみると、売上高対営業利益率は、56年度以降毎年度欠損を計上しており、58年度もマイナス0.8%と依然として厳しい状況が続いている(表III-1)。また、民間調査機関の調査による木材・木製品販売業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は、58年には前年に比べ46件増加して637件、59年には628件と依然として高い水準にある(表III-2)。

このため、木材流通業界としては、木材需要の低迷、住宅建設の質的变化、木材輸入の環境変化など木材流通を取り巻く厳しい状況に対応して、マーケティング機能の拡大や流通コストの削減等に取り組み、その経営体質の改善、強化を図っていくことが重要となっている。

(2) 木材の加工

木材・木製品製造業(家具を除く。)の現状を通商産業省「工業統計調査」によってみると、58年末現在の事業所数は2万4,486事業所、58年の出荷額は4兆1,862億円となっており、全製造業中、事業所数で5%、出荷額で2%を占めている。このうち、主要な位置を占める製材業及び合板製造業を中心とした動きをみることにする。

(木材加工業の推移)

製材工場数は、49年以降減少を続けており、58年も前年に比べ681工場減少（対前年比3%減）して2万256工場となっている。これを製材用動力の出力階層別にみると長期化する木材需要の停滞を反映して全階層で減少しており、なかでも小規模工場（7.5～37.5kw）の減少が著しい。しかしながら、小規模工場は、全工場数の40%を占めており、製材工場の零細性は依然として続いている。

また、1工場当たりの製材用動力の出力数をみると、55年までは増加傾向にあったが、その後、ほぼ横ばいで推移しており、58年は69kwとなっている。これは、48年に比べ26%の増加となっているが、製材用動力出力単位当たりの生産性は、生産量の減少、品質向上のための設備の導入等から逆に38%減少している（図III-12）。

さらに、国産材、外材別の製材工場数をみると、54年以降、国産材専門工場が増加し、外材を取り扱う工場が減少する傾向がみられたが、58年には、前年に比べ国産材専門工場が1%、外材専門工場が4%、国産材・外材併用工場が5%といずれも減少した（参考付表III-8）。

製材品の生産量についてみると、55年以降住宅建設の不振等を反映して減少しており、58年は前年に比べ4%減少して2,960万m³となった。59年も引き続き停滞し、前年の水準を下回っている。

一方、合板工場数は、49年の769工場を最高に、それ以降減少を続けてきたが、58年には、合板工場が減少したものの単板専門工場が増加したため、全体では前年に比べ1工場増加して605工場となった（参考付表III-9）。このうち、普通合板を製造している工場数は、165工場となっており、49年の265工場に比べ約4割減少している。

また、合板の製造量は、55年以降、住宅建設の落ち込み等により減少を続けてきたが、58年には普通合板が前年をやや上回って12億2千万m²、特殊合板が3億2千万m²となった。しかし、59年には再び減少を示すなど最近は不安定な動きをみせている。

我が国の合板製造業は、原木の大部分をラワン材を中心とする南洋材に依存してきたが、近年、大径優良材が減少してきていることに加え、主要な産地国で丸太輸出規制を強化しているため、将来を見通した原料の安定確保を図る必要に迫られている。

（木材加工業の経営状況）

製材業、合板製造業等の木材加工業は、55年後半以降の木材需要の急減と引き続き停滞、

木材輸出国の丸太輸出規制の強化と製品輸出の拡大など需給両面にわたる構造的変化がみられる中で、製品出荷量の縮小と価格の低迷等から長期にわたる深刻な不況に陥っている。

製材業及び合板製造業の経営状況をみると、売上高対営業利益率は、最近いずれも欠損を計上しており、58年度も製材業がマイナス3.0%、合板製造業がマイナス0.4%と引き続き厳しい状況となっている（表 III-1）。また、民間調査機関による木材・木製品製造業の負債金額1,000万円以上の倒産件数は、58年には前年に比べ13件増加して381件、59年には420件と依然として高い水準にある（表 III-2）。

このようなことから、製材業及び合板製造業においては、従来から実施している「中小企業近代化促進法」に基づく構造改善事業による企業の近代化の促進と併せて、57、58年度には、626の製材工場と38の合板工場で木材産業再編整備緊急対策事業に取り組み、過剰生産設備の廃棄及び生産方式の合理化を行った。また、59年度からは、木材関連事業体の集積及び生産方式の合理化を促進するための木材産業拠点整備緊急対策事業に取り組んでいる。

また、政府は、不況が長期化している木材加工業及び同販売業を、「中小企業信用保険法」に基づく倒産関連業種に指定し、金融の円滑化を図るとともに、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に基づく特定不況業種等に指定し、雇用の安定化に努めるなど各種の不況対策を実施した。

木材産業が現下の厳しい環境を克服し、安定的な発展を図るためには、地域の木材関連事業体が一体となって、木材需要の維持、拡大に取り組むとともに、需給両面にわたる構造的変化に即して、経営の近代化と合理化、生産能力の適正化、原木の安定確保等を総合的に推進していくことが重要となっている。

IV 林業経営と山村

1 林業生産活動の動向

丸太生産、造林、間伐等の林業生産活動は、木材等の林産物を安定的に供給するとともに、その活動を通じて、森林が有する公益的機能を高度に発揮するために欠くことのできないものであり、また、これらが主として行われる山村地域社会の振興にも大きく寄与している。

近年の林業経営を取り巻く状況について、48年と58年とを比較してみると、木材価格はほぼ同じ水準にあるのに対し、林業労働賃金は2～3倍、苗木代、造林費は約3倍にも上昇

している（図 IV-1）。また、最近のスギを 50 年生までに育てる累計育林費は、1ha 当たり 225 万円とスギ主伐立木収入のほぼ 2 分の 1 となっている。

このような情勢の変化は、林業経営者の林業生産意欲の低下をもたらし、最近の林業生産活動は低迷の度を深めている。

(1) 丸太生産

我が国の丸太生産量は、42 年の 5,181 万 m³ をピークとして、その後減少傾向にあり、最近は、3,100 万～3,200 万 m³ で推移している（図 IV-2）。

58 年の丸太生産量は、私有林の生産量が前年に比べ 5%増加したが、公有林、国有林の生産量がそれぞれ 10%、5%減少したため全体では前年とほぼ同水準の 3,199 万 m³ となった。これは、ピーク時の約 6 割の水準である。また、最近の丸太生産量を全国森林計画（計画期間 53～67 年度）で定める年平均伐採計画量と比較しても、約 6 割の水準にとどまっており、一部の専門的な林業経営体に増産がみられるものの、私・公有林の丸太生産は総じて手控ええられる傾向にある。

このような動向の背景には、(1)木材価格の低迷と林業労働賃金、苗木代等の林業経営費の増加等から林家の経営意欲が減退していること、(2)林道等の林業生産基盤の整備が遅れていること、(3)丸太生産を行う素材生産業者が減少していること、(4)林業経営に関心が薄く、資産保持的な森林所有者が増加していること、(5)間伐の実施が遅れていることなどのためと考えられる。

丸太生産は、その後続く、造林、保育等の林業生産活動、木材の加工、流通及び林業労働の動向とも深くかかわってくるものである。このため、伐採など森林施業の計画化を推進し、丸太の生産を木材の流通、加工に至る一連の動きと有機的に関連付けていくとともに、今後、森林資源が充実していく中で、林道など生産基盤の整備、機械化の推進、丸太生産の担い手の育成を図っていくことが重要となっている。

(2) 造 林

我が国の人工造林面積は、36 年度に戦後 2 度目のピークに達した後、減少傾向で推移している。最近、木材価格の低迷等から、林家の造林意欲が減退していることに加え、国庫補助造林が公共事業の抑制等から伸び悩んでいることもあって減少傾向を強めており、58 年度の人工造林面積は、前年度に比べ 8%減少して 13 万 6 千 ha となった（図 IV-3）。

人工造林面積を拡大造林、再造林別にみると、人工造林面積の約 8 割を占める拡大造林は、(1)南関東・東海、南近畿・四国、九州等の地域（図 IV-4）においては、人工林化の進展により拡大造林の対象地が少なくなっていることや、(2)北海道、東北、北近畿・中国等まだ拡大造林対象地が残っている地域（図 IV-4）においても、木材価格の低迷、林業経営費の増加等により森林所有者の造林意欲が減退していることなどから減少しており、58 年度は、前年度に比べ 10%減少して 10 万 4 千 ha となった。一方、再造林についても、造林の対象地となる人工林の伐採面積が減少傾向にあることなどから、最近は、最盛期の約 3 分の 1 の水準にあり、58 年度は、前年度に比べ 1%減少して 3 万 2 千 ha となった。

また、人工造林の動きを私・公・国有林別にみると、最近は若干の変動を伴いながら、いずれも減少傾向にあり、58 年度の動向は、55 年度以降 6 万 9 千 ha の水準でほぼ横ばいで推移してきた私有林が、前年度に比べ 7%減少して 6 万 4 千 ha となったのをはじめ、公有林が同 2%減の 4 万 ha、国有林が同 16%減の 3 万 2 千 ha となった（参考付表 IV-2）。

現在、我が国には、目標とする人工林面積の 8 割に当たる約 1 千万 ha の人工林が造成され、森林造成の基盤はほぼ整えられた状況にあるが、下刈り、除伐等の保育を必要とする若齢の人工林が多い。また、森林の多面的機能の発揮に対する要請が高まっていることなどから、今後は、(1)成育途上にある森林の確実な成林を期すための適切な保育の推進、(2)天然林改良など自然条件に即応した天然林施業の展開、(3)森林の有する多面的機能の持続的な高度発揮を可能にする複層林施業の推進、(4)いまだ拡大造林対象地が多く残っている地域における拡大造林の着実な実施、(5)機能が十分に発揮されていない保安林に対する造林、保育等の積極的な実施等が必要となっている。

さらに、近年、造林、保育作業を委託、請負に出す林業経営体や分収林等が増加する傾向にあることから、森林組合など健全な請負事業体や森林整備法人など分収林の担い手の整備、育成が必要となっている。

(3) 間 伐

間伐は、活力ある健全な人工林を育成し、資源の有効利用等を図る上から欠くことのできない重要な作業である。また、地域の条件、樹種、森林施業の内容によって差異はあるものの、一般的には、16～35 年生の人工林について、少なくとも 10 年に 1 回は間伐を実施する必要があるとされており、現在、この時期に達している私・公有林の人工林面積は、約 400 万 ha であることから、平均的にみた場合、年間約 40 万 ha の間伐の実施が必要とみられている。

最近の私・公有林における間伐の実施状況をみると、間伐促進のための施策の充実等から、54年度以前の10～15万haの水準を大幅に上回っており、58年度は、前年度を4%上回る25万4千haとなった。しかしながら、必要とする間伐面積に比べると約6割の水準にとどまっており、依然として不十分な状況にある。

このような間伐実施の遅れは、(1)林道等の生産基盤や間伐材の生産、販売体制の整備が遅れていることに加え、(2)森林所有者の多くが間伐に対する経験に乏しいこと、(3)間伐の生産コストが主伐に比べ割高になること、(4)間伐材等の小径木の利用開発が十分でないことなどによるものと考えられる。

次に、間伐材の生産動向をみると、58年度に間伐された丸太は319万m⁸（立木に換算すると533万m³）と推定されている。このうち、用材として利用されたものは、前年度を9万m³上回る177万m³となっており、これを利用区別にみると、建築材、製函材等の製材原木として利用されたものが119万m³、足場丸太、支柱、杭など丸太のまま利用されたものが33万m³と前年度をそれぞれ7%、10%上回ったのに対し、増加傾向にあったパルプ・チップ等原材料として利用されたものは25万m³と前年度を7%下回った。なお、間伐材が利用されないまま林内に放置されたものは、全体の45%に当たる142万m³となっているが、年々減少傾向にあり、利用促進のきざしがみられる（図IV-5）。

(4) 特用林産

近年、林業生産活動の置停滞がみられる中であって、特用林産物の生産は、国民の食生活の多様化、自然食品志向等から、食用きのこ類を中心として拡大基調で推移しており、農林業の経営基盤の安定に重要な役割を果たしている。

58年の特用林産物の生産額は、乾しいたけ価格が大幅に上昇したことやえのきたけ、なめこ等の生鮮きのこ類が堅調な需要に支えられ、価格、生産量が共に上昇したことなどから、竹材、薪炭、生うるしなど食用以外の特用林産物の生産額が前年に比べ8%減少したにもかかわらず、全体としては、前年に比べ13%増加して3,341億円となり、3年ぶりに3千億円を上回った（図IV-6）。

特用林産物生産額の約半数を占めるしいたけの生産量をみると、しいたけ発生時期である冬から春にかけての天候がしいたけの成育に適さない暖冬寡雨であったことから、乾しいたけは、前年に比べ4%減少したが、周年栽培技術の普及している生しいたけは、1%の減少にとどまった。なお、乾しいたけの輸出量は、生産量の減少から2,795トンと前年を下

回ったが、輸出額では前年の 169 億円を 2 割上回る 204 億円となり（参考付表 IV-5）、輸出農林水産物の中では、真珠、水産物缶詰、米に次ぐ位置を占めている。

特用林産物は、その大部分が農山村で生産されており、きのこ類を中心として堅調な動きを示す中で、農林家の貴重な収入源となり、農山村地域における重要な産業として、地域の振興に大きな役割を果たしている。林家（山林保有規模 5~500ha）の林業粗収益に占めるきのこ生産収入の割合をみると、48 年度には 2 割に満たなかったものが、58 年度には約 3 分の 1 を占めるまでになってきている。

きのこ生産がこのように伸びたのは、林木収穫を目的とした林業に比べ、収穫までの期間が短いため連年の収穫が期待でき、また、林地の単位面積当たりの年間収益額（土地生産性）が大きいことに加え、農業、林業等の余剰労働力を活用することによって、安定した労働配分が可能なこと、高齢者や婦人にも就労機会が与えられることなど近年の山村、林業を巡る情勢に対応し得る特質をもつためと考えられる。

しかしながら、特用林産物の生産については、(1)きのこ類を主体とする食用の特用林産物の生産が伸長しているのに比べ、食用以外の特用林産物の生産は、海外産品との競合や需要の減退から横ばいないし減少傾向にあること、(2)しいたけ原木林等の資源及び林道、作業道等の生産基盤の整備が遅れていることなどの問題をかかえており、これらの諸問題を解決するとともに、需要動向の的確な把握と需要の拡大を図りつつ、計画的、安定的な生産体制を整備していくことが重要となっている。

(5) 苗木、緑化木生産

苗木の生産量は、人工造林面積の減少を反映して減少傾向で推移しており、58 年度は、前年度に比べ 9%減少して 4 億 7 千万本となった。経営形態別には、私・公営の苗木生産量が前年度に比べ 8%減少して 3 億 8 千万本、国営の苗木生産量が同 10%減少して 9 千万本となった（参考付表 IV-6）。

また、緑化木の栽培量は、49 年をピークとして連年減少していたが、58 年は前年を若干上回る 3 億 9 千万本となり、9 年ぶりに下げ止まった（参考付表 IV-7）。

苗木、緑化木の生産は、近年の緑資源の確保に対する国民的要請が高まる中で重要な役割を果たしており、生産体制の改善合理化等を進め、品質の優れた苗木を適正な流通体制の下で安定的に供給していくことが重要となっている。

2 経営体の動向

(1) 林家等

(林家)

我が国の林家数は、私有林の林業経営体総数の 89% に当たる 253 万経営体であり、その保有する森林面積も、私有林総面積の 65% を占めている（図 IV-7）。しかしながら、保有森林規模 5ha 未満の零細な林家が全林家数の 89%、林家保有森林面積全体の 33% を占めており、これらの林家の組織化、協業化が重要となっている。

58 年度の林家の経営動向をみると、保有山林規模 5～500ha 層の 1 戸当たりの林業所得は、請負わせ料金や雇用労賃等の林業経営費の縮減に努めたものの、木材販売収入など林業粗収益が減少したため、前年とほぼ同水準の 29 万 3 千円となった（参考付表 IV-8）。

また、これを保有山林規模別にみると、5～20ha 層が 19 万 6 千円、20～50ha 層が 47 万 6 千円、50～100ha 層が 128 万 2 千円、100～500ha 層が 305 万 4 千円となっており、50 年代を通じて最も所得水準が高かった 54 年と比較すると、いずれも約 4 割の減少を示している。特に、最近、ほぼ横ばいで推移してきた 20～50ha 層の林家の林業所得も、木材販売収入やきのこ生産収入が減少に転じたことから、他の階層と同様の傾向を示すこととなった。

林業粗収益の減少は、木材価格の低迷によるところが大きいですが、仮に、勤労者世帯の 1 年間の実収入をスギ立木の販売収入で賄おうとした場合の伐採量を、全国平均値で試算して比較すると、40 年前後は、100m³ に満たなかったものが、最近では 200～300m³ も販売しなければならなくなっている（図 IV-8）。

このように、林家の経営状況は、年々厳しくなっており、木材産業の業況の悪化や山村地域社会の停滞とも相まって、国民の森林・林業に対する諸要請にも十分にこたえられなくなることが懸念されている。（会社による大規模林業経営） 会社による森林の保有面積は、45 年には 103 万 ha（私有林面積の 11%）であったものが、55 年には 137 万 ha（同 13%）と増加してきている（図 IV-7）。

このうち 500ha 以上森林を保有している会社の林業経営の状況を、林野庁「会社の林業経営動向調査（59 年）」（313 経営体のうち 88 経営体について抽出調査）によってみると、林業生産基盤の整備状況は、林道密度が 13.3m/ha、人工林率が 49% となっており、全国平均を大きく上回っている。また、人工林の林齢構成は、35 年生以下の保育、間伐を必要と

するものが88%と全国平均と同様の割合となっている。

次に、林業経営の現状についてみると、ほとんどの会社が森林施業計画を樹立して計画的な経営に努めている。また、この計画の実行状況をみると、植林がほぼ計画どおりであるのに対し、主伐、間伐は計画量の約8割の実行率となっており、大規模に森林を経営している会社においても、最近の木材価格の低迷等から伐り控える傾向がうかがわれる。

また、今後の林業経営の方針についてみると、拡大造林を推進するなど積極的な意欲がうかがわれるが、造林、伐採搬出等の作業を森林組合等へ委託、請負に出す傾向もあり、これら請負事業体の育成を図る必要がある。これに加え、林道、作業道の整備を図ることなどによって、保育、間伐を推進していくことも重要となっている。

(2) 森林組合

森林組合は、林家など森林所有者の協同組織として組合員に対する経営指導、森林の施業や経営の受託、資金の貸付け、林産物の共同販売等を実施し、森林所有者の経済的、社会的地位の向上、森林の保続培養、森林生産力の増進等に努めている。

58年3月末現在の森林組合数は、広域合併等により、前年同期に比べ52組合減少して、1,840組合となっており、このうち森林組合一斉調査表（個々の森林組合の組織、財務、事業等についての調査表）を提出した1,812組合についてみると、組合員数では178万人（地区内森林所有者数の56%）、組合員所有森林面積では1,170万ha（都道府県有林を除く私・公有林面積の75%）となっている。

近年、林業生産活動が停滞する中であって、森林組合が実行する事業量は増加傾向にあり、57年度の私・公有林における人工造林面積は、私・公有林全体の69%に当たる7万5千ha、丸太生産量は、同11%に当たる229万m³に達しているなど私・公有林全体に占める森林組合事業の割合は年々増加傾向にある。これらの事業を担う作業班についてみると、全体の4分の3に当たる1,371組合が作業班を組織している。近年、森林組合の作業班員数は、その組織、事業の充実を反映して増加傾向で推移してきたが、57年度は、年間就業日数が60日未満の作業班員を中心として減少し、全体では前年度に比べ1%減の6万5千人となった（図IV-9）。また、作業班員の年齢構成をみると、53年度には50歳以上の作業員が全体の49%だったものが、57年度には59%を占めており、高齢化が進行している。

森林組合は、広域合併等により、事業活動や組織基盤の強化に努めてきたが、近年の森林・林業を巡る厳しい情勢の下で、森林組合の経営環境は年々悪化している。

現在、我が国の森林は、戦後造林された人工林を中心として徐々に成熟しつつあり、国産材時代に向けた大きな転換期にさしかかっている。このような状況下にあつて、森林組合が地域林業の中核的担い手としての期待にこたえていくためには、造林、保育部門に加え、間伐をはじめとする丸太生産やその販売部門を拡充、強化していくことが重要となっている。

一方、組合員が、森林等の出資と労力の提供によって、森林の経営を行う生産森林組合は、58年3月末現在3,153組合（前年同期比4%増）となっており、入会林野等の整備の進展に伴い組合数は増加している。

(3) 地方公共団体等

(都道府県・市町村)

都道府県及び市町村が保有する森林は、基本財産としての森林の維持及び造成、国土の保全、水資源のかん養等の公益的機能の発揮、地域の森林施業の指標等を主要な目標として経営されているとともに、保健休養のための森林や分収林、貸付林等に供されるなど重要な役割を果たしている。

都道府県及び市町村が保有する森林面積をみると、都道府県有林面積は132万haとなっており、このうち北海道と山梨県とで総面積の55%を占めている。一方、市町村有林（財産区有林及び一部事務組合有林を含む。）面積は134万haとなっており、これが3千余の事業体により経営されている。これら、地方公共団体による森林経営は、その森林経営に要する費用の多くを借入金に依存している状況にあり、木材販売収入への依存度が低下する傾向にある。

(森林整備法人・森林開発公社)

森林整備法人は、分収方式による造林や育林など国土緑化の推進等を図るための公益法人として「分収林特別措置法」によって規定されており、森林・林業を巡る厳しい情勢の中にあつて、私・公有林における林業生産活動や広く国民参加による森林造成の推進など地域の森林資源整備のための総合的な推進母体としての役割が期待されている。この森林整備法人は、60年1月現在14県で設置済みであり、今後、2～3年以内に各地域で設立されている林業（造林）公社や水源林基金等を発展、改組し、ほぼ全ての都道府県で設置される見込みである。

また、森林開発公団は、分収造林方式による水源林造成や大規模林業圏開発林道及び特定森林地域開発林道の開設、改良を実施しており、58年度は6千haの人工造林と32路線53kmの林道の開設、改良を行った。

森林整備法人、森林開発公団等が保有する森林は、そのほとんどが保育、間伐を必要とする若齢のものである。このような資源状況の下にあって、法人の事業資金は、大部分が農林漁業金融公庫等からの借入金に依存しており、今後、借入金の返済、支払利息の増加等が見込まれるため、円滑な資金の調達が必要となっている。

3 林業労働の動向

(就労構造)

林業労働は、その作業が季節的、間断的に行われる場合が多く、農業等との兼業による臨時的、短期的な就労形態が多くみられる一方、森林組合や会社等に雇用される専門的な就労形態もあり、その就労構造は複雑である。

最近の林業就業者（月末1週間に主として林業に就業した者の年間平均数）をみると、ほぼ横ばいで推移しており、58年は18万人となっている。このうち、55歳以上の林業就業者の全就業者に占める割合は、46年には21%だったものが、57年には31%となっており、林業労働者の高齢化が進行している。

また、58年における林業労働者の賃金をみると、伐採搬出作業に従事する労働者の職種別平均賃金（チェーンソー等自己所有を除く。）は、前年とほぼ同水準の8,680円となっており、造林部門に従事する労働者（男）の賃金は、前年に比べ3%増加して7,099円となっている。

林業労働力を安定的に確保するためには、林業生産活動を活発化し、林業への就業機会の拡大を図っていくとともに、林業労働者の生活の場である山村地域社会の居住環境等の定住条件を整備していくことが基本であり、これに加えて、(1)林業労働者の高齢化が進む中で、生産性の向上、労働強度の軽減のため、機械化、省力化を図ること、(2)雇用関係の明確化、就労の安定化など就労条件を改善すること、(3)労働安全衛生の確保を推進していくことなどが必要となっている。

(労働安全衛生)

林業労働は、その作業環境において、気象条件の影響を受けやすく、急峻な地形が多い上、作業場所を頻繁に移動し、重量物を取り扱うことなどから、労働災害の発生率が比較的高い。58年の林業労働災害の発生状況をみると、災害件数は、前年に比べ11%減少して9,761件、死亡者数は、前年より3人減少して121人となっている。また、災害発生頻度を表す度数率は18.06、災害の程度を表す強度率は1.48、死傷者1人当たりの平均労働損失日数は81.8日となっており（参考付表IV-12）、前年より若干増加したものの、労働災害の発生状況は、近年は総じて減少傾向にある。このことは、各種作業における機械化の推進、作業基準の設定、安全衛生教育の普及、安全衛生意識の高揚等の安全衛生対策の推進の成果によるものと推測されており、これらを更に推進していくことが重要となっている。

また、チェーンソー等振動機械による林業労働者の振動障害の発生状況は、低振動機械等の開発、導入、特殊健康診断の実施、振動機械の操作時間規制の徹底等の予防対策により、52年度の1,543人をピークに減少してきており、58年度は、前年度に比べ189人減少して439人となっている（図IV-10）。

今後、これらの予防対策に加え、振動障害認定者に対しては、医師の所見に基づき、症状に応じた適切な治療の実施、振動障害軽快者に対しては、就労対策を推進していくことが重要となっている。

4 林道整備、林業技術等経営条件の動向

(1) 林道の整備

林道は、森林の適正な管理や林業における生産性の向上など合理的な林業経営のための最も重要な施設であり、木材など林産物の搬出や森林の有する多面的な機能の発揮のためのきめ細かな施策の実施ばかりでなく、地域産業の振興と住民の福祉向上にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、最近の林道の開設実績は、その大半を占める国庫補助林道が公共事業の抑制等から伸び悩んでいることに加え、木材価格の低迷等による投資力の減退等から、自力開設も減少している。58年度の林道開設量は前年度を22km下回る3,156kmとなっており（図IV-11）、全国森林計画（計画期間58～72年度）の年平均開設計画延長の53%にとどまっている。

現在、成育途上にある森林資源を適正に管理し、これを基盤として国産材が我が国の木材供給の主要な位置を占めていくためには、林道網の整備等により生産コストの低減を図る

など合理的な林業経営を推進していくことが緊急の課題となっている。林野庁「林家等経営実態調査」によって、林家等の林業施策への要望をみても、林業経営の安定化のための林道網の整備、拡充に対する期待が大きくなっている。このため、森林資源の成熟状況を踏まえ、国産材時代を見通した計画的な林道網の整備を更に推進し、林業生産活動の活性化を図っていくことが極めて重要となっている。

一方、作業道は、林道等と一体になって合理的な林業経営を行うために作設される施設であり、国、都道府県等の助成によるものは、年間2千～3千km程度開設されている。このうち、作設後に森林の管理経営や林業生産を行う上で主要な道路として永続的に利用されており、構造的にも一定の基準を満たしているものについては、国庫補助による災害復旧の対象となっており、これらの措置を一層促進するなどその維持、管理を適切に実施していく必要がある。

(2) 林業技術

(林業技術の開発、普及)

我が国の森林資源は、戦後造林された人工林を中心として年々成熟しつつあり、近い将来、資源的には国産材時代の到来が予想されている中で、国産材時代を現実のものとし、森林・林業に対する国民の多様な要請にこたえていくためには、長期的かつ総合的な視点に立って森林・林業に関する技術開発等を推進していくことが重要となっている。

現在、国及び都道府県の研究機関においては、(1)針葉樹中小径木の構造材等への活用、(2)バイオマス変換技術としての木材の粗飼料化や木質エネルギーの利用、(3)バイオテクノロジーの応用による優良種苗の大量増殖や優良林木の品種改良、(4)広葉樹用材林の育成など多様な森林施業体系の確立、(5)非皆伐施業など森林の公益的機能の維持増進に資する技術の開発、(6)天敵微生物、生理活性物質等の利用による松くい虫やスギカミキリ等の被害防除、(7)リモートセンシングの森林計画や森林の管理等への応用など近年の森林・林業を巡る情勢の変化に即応した研究開発が進められており、これらを更に進展させる必要がある。

また、林業経営の合理化を進め、地域林業の振興を図るためには、林業技術の普及はこれまでも増して重要となっている。このため、各都道府県の林業専門技術員や林業改良指導員による森林所有者等への巡回指導、講習会等と併せ、今後は、都道府県等が地域で指導的立場にあり、かつ高度な技術を有すると認定した林業技士、指導林家、青年林業士等の積極的な活動を通じ、林業技術水準の向上に努めることなどが必要となっている。

(林業機械)

林業の機械化は、労働生産性を向上させ、林業、木材産業の振興に寄与するとともに、労働安全衛生の確保、労働強度の軽減等に大きな役割を果たしており、林業労働者の高齢化が進む中で、ますますその重要性が高まっている。

最近の林業機械の普及動向をみると、チェーンソー、刈払機、小型運材車は年々増加傾向にあるが、木材の搬出に用いられる集材機、トラクタは、減少ないし横ばいで推移している。また、間伐材など小径木の搬出に用いられるモノレールは増加傾向にあったが、リモコンウィンチ、自走式搬器等の新しい機械や汎用性をもつ小型運材車等が普及してきたため、57年度以降減少している（図 IV-12）。

林業機械は、チェーンソー、刈払機のように広く普及している機械もあるが、なお開発途上のものもある。林業機械の開発、普及に当たっては、市場性が狭く、専門性が強いなどの開発阻害要因もあるため、引き続き国の関与により、機械技術の進歩に応じた開発とその普及を一層推進し、厳しい林業経営環境下にある森林所有者等の要請にこたえていく必要がある。

今後は、(1)既に実用化されている機械については現地における研修会、展示会等を通じ、積極的な普及に努めること、(2)人力作業を排除する目的で現在開発が進められている自走式機械の早期実用化を図ること、(3)林業機械を十分に活用するため、林業の機械化の進展に応じた知識、技術を有する林業機械技術者を養成、確保することなどが重要となっている。

(3) 林業金融

林業、木材関連産業に対する金融は、(1)財政投融资資金等を原資とする農林漁業金融公庫資金、(2)国、都道府県の財政資金を原資とする林業改善資金、(3)国、都道府県の財政資金に民間金融機関の資金を加えてこれを原資とする国産材産業振興資金等の制度資金と一般金融機関による民間資金に大別される。このうち、制度資金は設備資金を中心として、林業に対する貸付が多く、民間資金は運転資金を中心として、木材関連産業に対する貸付が多くなっている。また、このほかの金融制度としては、林業者等が金融機関から資金を借り入れる際に、その資金の融通を円滑にする林業信用基金による債務保証制度がある。

59年3月末現在の林業、木材関連産業に対する貸付残高は、前年同期に比べ3%増加して4兆5,580億円となっているが、近年の林業、木材産業を取り巻く厳しい環境を反映し、

年間の貸付実績は総じて伸び悩みの傾向にあり、林業信用基金による代位弁済額も 58 年度は前年度に比べ 10%増の 17 億円となった。

林業金融制度は、補助制度、税制とともに、林業、木材関連産業の振興を図る上で重要な役割を果たしており、近年の林業、木材産業を巡る厳しい状況を打開していくためには、債務保証制度を含めた林業金融制度について、諸情勢の変化に対応した整備を図ることが必要となっている。

5 山村の動向

(山村の動向)

山村地域（「山村振興法」に基づく振興山村）は、我が国の国土面積の約 5 割を占め、農林業生産活動を通じて、農林産物の供給、国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供など我が国経済社会の発展と国民生活の向上に重要な役割を果たしている（参考付表 IV-16）。

また、高度経済成長期を中心として若年層を主体とした労働力が山村地域から都市地域等へ流出し、このことが我が国の経済発展に寄与してきた。しかし、この結果、山村地域における高齢化は著しく進行し、55 年における 65 歳以上の人口が総人口に占める比率（老年人口比率）は 14.2%と全国平均の 9.1%を大きく上回っている。これは、56 年 11 月厚生省人口問題研究所が推計（中位推計）した 75 年時点の全国の老年人口比率 15.6%とほぼ匹敵している。

また、山村地域社会では、地理的条件が劣ること、人口密度が低いこと、地方公共団体の財政基盤が弱体なことなどから、産業生産基盤や生活環境の整備の立ち遅れがみられる（図 IV-13）。山村地域において産業生産基盤や生活環境の整備を図り、定住化を進めていくことは、林業の担い手を確保し、森林等の国土資源の適切な管理を図るといった面ばかりでなく、国土の均衡ある発展を図る観点からも重要である。このためには、農林複合経営等この地域の基幹産業である第 1 次産業の振興を基本としつつ、第 1 次産業の加工度を高めたいわゆる 1.5 次産業を地域産業として振興していくことなどによって、山村地域における就業機会の確保、山村住民の所得の向上を図っていく必要がある。また、都市地域等では失われつつある美しく多彩な自然、伝統や風俗等の文化的資産等を活用し、山村地域と都市地域との交流を深めていくことによって、都市地域の活力を山村に導入していくことも重要となっている。

(地域林業の振興)

山村地域は丸太生産、人工造林、特用林産物生産等の林業生産活動の中心的な位置を占めている。このことを、都道府県面積に占める振興山村面積の割合と、都道府県民総所得に占める生産林業所得の割合との関連によってみると、振興山村面積の割合が高い地域ほど生産林業所得の割合が高い傾向にある(図IV-14)。しかしながら、近年の林業生産活動は停滞の度を深めており、これが山村経済にも大きな影響を及ぼしている。

山村地域の重要な産業である林業の振興を図るためには、それぞれの地域の実態に即し、森林・林業施策を総合的、計画的に推進し、造林、伐採から木材の加工、流通等に至る各部門を有機的に関連づけ、地域的な広がりの中で、一体となってその振興を図っていく地域林業の形成、推進が重要である。

このためには、地域行政上の企画調整能力を有する市町村が都道府県の指導の下にオルガナイザーとして参画することが必要である。現在、789市町村が総合的な林業振興を図る立場から、林業地域振興整備計画を樹立し、国産材時代に向け、林道網の整備や国産材を安定的に供給するための体制づくりなど地域林業の振興を目ざした取り組みを行っており、今後とも、これらを更に推進していくことが重要となっている。

また、地域林業の振興に当たっては、林業経営の安定や林業労働者の定着など林業の振興といった面だけにとどまらず、前述したような山村地域における就業機会の確保、山村住民の所得の向上、生活環境の整備など幅広い見地から地域振興に取り組むことが重要である。

6 国有林野の管理経営の動向

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積の約3割を占めており、国民共通の財産としてこれを管理、経営する国有林野事業は、我が国最大の林業経営体として、それぞれの時代の国民の要請にこたえてきた。また、今後とも、(1)林産物の計画的、持続的な供給、(2)森林のもつ公益的機能の高度発揮、(3)地域振興への寄与等について、国民経済及び国民生活に重要な役割を果たしていくことが期待されている。

(国有林野事業の実施状況)

国有林野事業の経営は、木材価格が下落、低迷している一方、経営諸経費が増加していることや、人工林の約8割が30年生以下の若齢林であることなど厳しい状況にあり、このような条件の下で実施された各事業は次のとおりである。

伐採量は、上述の森林資源の制約等から減少傾向にあり、58年度は前年度に比べ3%減少して1,365万m³となった。しかし、人工林の間伐については、予約販売の実施、搬出路の整備等に積極的に取り組んだこともあって、前年度に比べ9%増加して88万m³となった（図IV-15）。

造林事業は、地形、気象条件等に応じ、人工造林及び天然更新を適切に選択して実施しており、58年度の人工造林面積は前年度に比べ16%減少して3万2千ha、天然更新は同16%増加して6万7千haとなった。このほか、分収造林契約に基づいて国有林野に造林された分収造林（部分林）面積は、新たに、都市と山村との交流を深めるため「ふれあいの森林づくり」を推進したことなどから前年度に比べ大幅に増加し、2千2百haとなった。

林道事業は、伐採、造林等の事業に直接関連する利用効率の高い路線に限定して実施しており、前年度を3%下回る875kmが開設された。

治山事業は、国土の保全、水資源のかん養など森林のもつ公益的機能の維持、増進を図るため第六次治山事業五箇年計画に基づき、民有林治山事業等との連携の下に地域の実情に即した事業を実施している。

また、近年の国民のレクリエーション需要の増大に対応し、保健休養の場としての機能が
高い森林を自然休養林等のレクリエーションの森に指定し、その適切な維持管理に努めて
いる。59年4月1日現在のレクリエーションの森は1,060箇所、54万haに及び、58年度
は約1億6千万人が利用した。

（経営改善の推進状況）

国有林野事業は、53年に制定された「国有林野事業改善特別措置法」に基づき「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し、事業運営の能率化、経営管理の適正化、収入の確保など各般にわたる自主的改善に努めており（図IV-16）、58年度における経営改善の進展状況は次のとおりである。

まず、直よう事業における労働生産性の向上については、企業の能率性等を勘案して、直よう事業のうち非能率な部分の廃止、請負化を図ったほか、要員配置の適正化、作業仕組の改善、事業間の連携や組合せの強化等を推進したことから・製品生産事業における1人1日当たりの生産量は過去最高となった。また、造林事業においても、地ごしらえ、植付、下刈りの1人1日当たりの作業量がいずれも前年度を上回った。しかし、これらを民間（請負

事業)と比較するとなお低位にある。

次に、要員管理の適正化については、退職協約に基づいて高齢職員に対し、積極的に退職を促進したほか、定員内職員に関しては、新規採用の抑制、省庁間配置転換の促進等による人員の削減を図り、定員外職員に関しては、基幹作業職員の厳正な新規採用の抑制、定期作業員の適正な採用管理など厳しい要員管理に努めた。この結果、59年度当初の要員規模は前年同期を2千人下回る5万3千人となった。

組織機構の簡素化、合理化については、長期的な事業規模の見通し、企業の能率性等を総合的に判断して47事業所の統廃合を実施した結果、59年度当初の事業所数は908となった。また、業務量の縮小、業務の効率的な実施等を勘案して営林局・署の内部組織である課、係を統廃合したほか、地域の医療環境の推移に対応し、15診療所のうち1診療所を廃止した。

このほか、効率的な国有林材のPR活動、需要に応じた生産及び販売、保有資産の見直しに基づく林野、土地の売払いなどに努め、積極的な収入の確保を図った。

しかしながら、このような改善努力にもかかわらず、55年度以降一段と木材価格が下落、低迷したこともあって、国有林野事業の財務状況は逐年悪化の度を深め、58年度の累積債務は業務収入の約3年分に相当する9千5百億円に達し、58年度の支払利息は6百億円、累積欠損金も5千2百億円となっている(表IV-1)。

(新改善計画の策定)

このような厳しい経営条件下にある国有林野事業に対し、58年3月臨時行政調査会は、その最終答申において従来の改善計画の抜本的見直しを提言し、59年1月には、林政審議会が「国有林野事業の改革推進について」を答申した。これらの一連の提言、答申に沿って改正された「国有林野事業改善特別措置法」に基づいて59年6月に新たな「国有林野事業の改善に関する計画(新改善計画)」が策定された。

新改善計画は、72年度までに収支均衡を回復するなど経営の健全性を確立することを目標に、59年度以降10年間については、(1)林業生産基盤の整備、(2)事業運営の能率化、(3)経営管理の適正化、(4)自己収入の確保等の自主的改善努力の一層の徹底と所要の財源措置を講じ、強力に事業の改善を推進していくこととしており、今後におけるその着実な実施が重要となっている。

むすび

(森林・林業の現状)

58年の我が国経済は、米国の景気回復に伴って輸出が増加したこと、石油価格の低下に伴って交易条件が改善されたことなどから、輸出関連産業を主体として3年間にわたる景気後退から脱却し、着実な回復過程をたどった。59年に入ってから、国内民間需要の回復力を次第に確実なものにしつつ拡大を続けている。

しかしながら、このように国内景気が回復している中であって、林業、木材産業は、木材需給が緩和基調にあることなどから、依然として長期にわたる不況に見舞われている。

木材需要の動向をみると、新設住宅着工戸数の伸び悩みと住宅建築全体に占める木造住宅の割合（木造率）の低下等から、需要量はピーク時（48年）の4分の3の水準にまで低下している。また、木材供給についてみると、国内の森林資源が徐々に供給力を増しつつある一方、外材は依然として我が国の木材供給量に大きなウエイトを占めている。

また、林業経営を巡る状況は、木材価格の低迷と林業経営費の増加等からその採算性が年々低下傾向にあり、林業経営体の経営意欲に減退がみられていることに加え、林業が主として営まれている山村地域社会における著しい高齢化の進行等から、その活力が停滞していることなどもあって、極めて厳しい状況にある。このようなことから、林業生産活動は、丸太生産量がピーク時（42年）の約6割、人工造林面積も積極的に造林が行われた30年代半ばの3分の1の水準にまで低下し、森林を確実に成林させるために必要な保育、間伐も適切に実施されないものが増加している。

このような林業、木材産業の動向を概括すると、木材需要の低迷が木材価格の下落と木材産業の不振をもたらし、これが林業生産活動を停滞させ、国産材の供給を阻害する要因となるといった悪循環にあるといえる。

一方、森林は、木材等の林産物の生産機能ばかりでなく、国土の保全や水資源のかん養等の公益的機能を有しており、これらの機能の適切な発揮を通じて国民生活と深く結びついている。近年、森林をはじめとした緑資源に対する国民の要請はますます高度化、多様化している。また、都市の膨張、高密度に伴う都市近郊の緑の減少や開発途上国を中心とした森林の消滅に対する危機意識等から、森林浴や森林から流れ出る清浄な水に関心が集まったり、割りばしは森林資源の有効利用か否かといった論争が起こるなど、森林をはじめとした緑資源への関心はかつてないほど高まっている。

これまで森林は、山村を中心とした地域住民による不断の林業生産活動によって支えられてきた。しかしながら、今日、森林・林業を取り巻く厳しい情勢に対応し、これを活発化させるためには、単に、山村及び林業関係者の努力のみに期待するだけでは十分でなくなっており、このような国民の緑資源としての森林への関心の高まりを、産業としての林業及びこれが主として営まれている山村に対する関心にまで広め、国民の総意により森林・林業の発展と山村の振興を図っていく必要がある。また、これが国土の均衡ある発展に寄与することにもなるのである。

(21世紀に向けた森林・林業の展望と課題)

今日、林業生産活動の停滞、木材産業の不振など森林・林業を巡る状況は極めて厳しい。しかしながら、我が国には、大部分が成育途上にあるものの、約1千万haに及ぶ人工林が造成されており、これが適切に維持、管理されるならば近い将来、続々と伐期に達し、21世紀の我が国経済社会にとってかけがえのない資源となることが期待されている。すなわち、現在は、成熟した森林資源を基盤として国産材が木材供給の主要な位置を占め、価格形成力をもつこととなる国産材時代の実現に向けた苦難の時代ということができ、先に述べた、全国各地で行われている様々な先進的な試みは、このような状況下における一条の曙光にもたとえられる。

このような観点から、以下に述べる課題に積極的に取り組み、森林・林業及び山村に対する国民の多様な要請にこたえ、国産材時代に向けて果敢に挑戦していくことが必要である。

第一は、来るべき国産材時代に向け、国産材を主体とした木材の需要拡大を図ることである。

近年、生活様式、住宅生産構造の変化、都市化の進展など我が国の経済社会が変化している中であって、住宅の分野を中心に木材離れの傾向がみられる。このような状況に対応し、(1)木材が有する室内の温度や湿度の変化を緩和したり、音の反射を和らげるなどの優れた特質を広く普及、啓発することによって、木造住宅の需要回復、増改築資材や住宅の内装材等への木材の需要拡大に努めること、(2)地域で生産される木材を、まずその地域で利用する運動を展開することとし、特に、公共施設等の建築物に積極的に利用すること、(3)曲りやねじれなど木材の欠点を改善した新しい木材製品の開発や木材の粗飼料化、アルコール化等バイオマス資源としての木材利用をはじめ、技術開発による木材の重要開拓に努めていくことなどが重要となっている。

第二は、国産材の流通、加工体制の整備を図ることである。

我が国の森林所有構造は、概して零細であるため、国産材の供給は、少量、多品目、間断的になり、外材の供給体制と比べ弱体である。このような状況に対応し、安定的に国産材を供給していくためには、(1)森林所有者、森林組合、素材生産業者など木材供給関係者が需要者のニーズに即応し、必要な木材を安定的、継続的に供給するための合意の形成等を推進し、地域が一体となってその実行に取り組むこと、(2)木材流通の大型化、木材製品の規格化等に資するため、合理的な木材のストックポイントの整備、地域協定の締結、協業の推進等に努めること、(3)木材業界と家具業界、住宅業界等との連携を強化するなどにより、木材需要の動向に即応できる情報機能やマーケティング機能の整備等を川上、川下が一体となって推進し、需要者のニーズに適応し得る体制を築き上げていくことなどが重要となっている。

第三は、効率的な林業経営を推進することである。

国産材時代を現実のものにするには、外材価格に対応できる国産材価格を形成していかなければならない。このためには、(1)林道、作業道等の林業生産基盤を整備するとともに、林業の機械化を推進し、丸太生産コストを縮減すること、(2)天然林施業の展開など資金投下が少ない経営、磨き丸太生産など短伐期による集約的な経営、伐期を相当期間長くし、主伐までの間に間伐を繰り返す経営など創意工夫した経営を推進することなどが重要となっている。

第四は、成育途上にある森林資源を適正に管理し、21世紀の我が国経済社会にふさわしい機能の高いものにつくり上げていくことである。

森林は、太陽、水、土壌等の自然と、適切な人為の働きかけの相互作用により、はじめて健全に維持できるものであり、我が国の森林の大多数は、有史以来何らかの形で人為が介入し、適切に管理されてきた。しかしながら、近年の森林・林業を取り巻く厳しい環境から、適正に保育、間伐等が実施されていない森林が増加している。このまま推移すれば、市場性をもたない低質な木材しか生産されないばかりでなく、森林の健全性が損われるため森林の表層土壌が流出したり、雪害や風害等の気象害や病虫害によって、簡単に破壊されやすい森林となるなど森林のもつ公益的機能にも極めて憂慮される事態となる。

今後、森林が有する木材生産機能と公益的機能を共に高度に発揮していくためには、(1)森林計画制度に基づき林業経営者自らが、それぞれの目的に応じ、適切かつ継続的な森林施業を実施すること、(2)保安林整備計画に基づき保安林を計画的に配備し、治山事業を適切

に実施すること、(3)分収育林制度や水源林基金制度等を通じ、国民の幅広い参加による森林資源の整備を図ること、(4)自然教育、体験林業、森林浴など山村と都市の交流によって、森林整備に対する国民の理解と関心を深めることなどが重要となっている。

第五は、林業が主として営まれている山村の振興を図ることである。

山村地域には、国土面積の7割を占める森林が主として賦存し、また、山村地域住民の不断の農林業生産活動を通じて、森林等の国土資源を適切に利用、管理し、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。また、経済の高度成長期を中心として、若年層を主体とした山村の労働者が都市地域へ著しく流出し、これが、我が国の経済発展の一端を支えてきたが、一方では、山村地域の過疎化、高齢化と都市地域の過密化といった国土利用上の不均衡を生ずることとなった。

山村の振興は、林業の担い手の確保、森林等の国土資源の適切な管理の面はもとより、国土の均衡ある発展を図るといった観点からも重要である。特に、山村は、他の地域に先駆けて高齢化が進んでいる反面、高齢者の就労が比較的可能な第1次産業を基盤としており、ともに、豊かな自然に囲まれているなど、我が国に高齢化社会の到来が予想される中で、ますます重要性を増してくると考えられる。

このような観点に立ち、将来の山村の発展の基礎を築いていくためには、(1)この地域の重要な産業である林業を振興していくこと、(2)農林業の複合経営等により安定した所得の確保を図ること、(3)生活環境の整備を推進することなどが必要である。

また、将来、高度情報化社会が到来し、ニューメディアが整備されることになれば、都市と同様の生活の便益性を享受できる範囲が飛躍的に拡大することが期待されている。さらに、最近、セラミック産業等の先端産業が山村地域に立地する事例がみられるなど、山村における就業機会が新たな方向から創出されている。これらは、山村の発展に新たな光を投げかけるものである。

最後に、かつてないし厳しい状況にある国有林野事業の改革を図ることである。

国有林野は、国土面積の約2割、森林面積及び蓄積のそれぞれ約3割を占め、林政の推進上重要な役割を果たしてきた。しかしながら、国有林野が脊梁山脈に広く賦存していること、戦後、外材の輸入が本格化するまでの間、木材供給の相当の部分を国有林材の増伐で賄い、高蓄積の森林の減少を招いたことに加え、近年の森林・林業を取り巻く厳しい環境等から国有林野事業は50年度以降、連年損失を計上している。

このような状況に対応し、今日の難局を打開するためには、(1)59年6月に定められた新たな「国有林野事業の改善に関する計画」(新改善計画)に沿って、自らの体質の改善に総力を傾注するとともに、所要の財源措置を講じ、経営の健全性を確立すること、(2)このことの積み重ねにより、国有林野事業に課せられた林産物の計画的、持続的な供給、森林のもつ公益的機能の高度発揮、地域振興への寄与等を図っていくことが重要となっている。

60年は、国連食糧農業機関(FAO)で定めた国際森林年であり、世界各国で森林の整備等に関する催しが計画されている。我が国においても、高度な林業技術を有する先進国として、森林の維持造成、林業及び木材産業の育成など各種林業協力を更に進めていくことが必要となっている。また、同時に国際森林年を機会として、21世紀の我が国の経済社会にふさわしい森林・林業と林業が主として営まれている山村に対する関心を一層高める必要がある。

このような背景の下で、多様な国民のニーズにこたえ得る森林の造成と林業・山村の振興を図るため、これまで述べてきたような林政各般にわたる施策を積極的に推進していくことが極めて重要となっている。